第 36 回　神奈川県障害福祉職員実践報告会

報告集

神奈川県知的障害施設団体連合会
神奈川県民間知的障害施設協同会
神奈川県身体障害施設協会
神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会
実行委員会　編

第３６回　神奈川県障害福祉職員実践報告会実施要領

１　目　的

各障害福祉事業所で行われている、日々の実践を報告することにより障害福祉事業所職員における支援技術の向上を図り、もって障害福祉に寄与することを目的に開催する。

２　主　催

神奈川県知的障害施設団体連合会

３　共　催

神奈川県社会福祉協議会

４　協力団体

神奈川県民間知的障害施設協同会
神奈川県身体障害施設協会
神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会

５　後　援

神奈川県　横浜市健康福祉局　川崎市　相模原市

６　日　時

平成３０年１２月１７日（月）１０：００～１６：００

７　会　場

神奈川県社会福祉会館　ホール、研修室、会議室

８　参加費用

１,０００円

９　内容及び日程

テーマ「やっぱり福祉はおもしろい！！～実践の共有から新たな一歩へ～」

９：３０　受付
１０：００　主催者挨拶
１０：１５　基調講演
　　社会福祉法人横浜やまびこの里　相談支援事業部長　志賀　利一氏
１２：００　休憩
１３：００　分科会『実践報告』
１６：００　終了

第１分科会　子どもと共に育つ支援

座　長　石灘　和彦　氏【川崎中央療育センター】
助言者　多田　純夫　氏【ぶどうの実】

「療育から教育へ」～単独通園児の学校への引き継ぎを中心に～
報告１　内藤　貴司氏【川崎西部地域療育センター】
「職員から見た虐待児と向き合う過程と本人の変化」
報告２　平澤　雄大氏【神奈川県立総合リハビリセンター事業団・七沢学園】
「本人の特性能力に見合った育て直しの取り組み」
～障害児施設における非行児童の成長の記録～
報告３　上田　菜摘氏・佐藤　直子氏【清和会　三浦白鳥園】
「福祉型障害児入所施設の入所児童の地域移行のプロセス」
～チーム・エンパワメントの活性化における家族との関係性構築の重要性～
報告４　二宮　知康氏【神奈川県立子ども自立生活支援センター】

第２分科会　地域社会で入所施設の果たす役割や機能を考える

座　長　中島　達也　氏【つばき寮】
司　会　原田　淳　氏【花みずき】
助言者　赤司　伸吾　氏【七沢学園】

「入所施設における高齢障がい者の支援」
～うつ状態から回復した K さんの支援について～
報告１　古俣　和季氏・菅野　ゆずか氏【紅梅会　紅梅学園】
「嚥下機能が低下した方への支援について」
～嚥下予防に係る鶴巻温泉病院との連携について～
報告２　峰尾　俊氏・渡邉　大志氏【浄泉会　やまばと学園】
「強度行動障害専用棟から一般寮へ」～A さんへの支援経過～
報告３　山中　一郎氏【神奈川県立中井やまゆり園】
「在宅生活が困難となった自閉症の方への緊急的支援」
～相談支援事業所の取り組みから～
報告４　井上　良美氏・穂坂　有里氏【永耕会　相談支援センターういず】

第３分科会　重度障害者・高齢の障害者への日中活動支援の取り組み

進　行　　森下　浩明　　氏【ゆう】
ファシリテーター　　池田　宏子　　氏【ぶどうの実】
上條　健太郎　氏【恵和】
佐々木　画生　氏【りんごの森】
住舎　康子　　氏【しらかし園】
出口　博樹　　氏【みどりの家】

「重度・高齢化に備えた自閉症者の日中活動再編の取組み」
報告１　橘　昌邦氏・黒川　宗孝氏【湘南の凪　えいむ】
「高齢の障害者への日中活動支援の取組み」
報告２　長島　恵氏・末森　生子氏【なごみ福祉会　夢花工房】
「ご家庭⇒入所施設⇒GH への地域移行」
報告３　井藤　綾平氏・鈴木　壱京氏【みのり会　セルプ宮前こばと】
「中高齢知的障害者への日中活動支援の取組み」
報告４　荒井　大介氏・丹波　翔太氏【聖音会　綾瀬ホーム】
「重度障害者・高齢の障害者への日中活動支援の取組み」
報告５　佐々木　紀彦氏・松島　豪志氏【湘南の凪　葉山はばたき】

第４分科会　誰もが地域で働きつづけられる支援をめざして

座　長　荒井　忠　　氏【偕恵いわまワークス】
司　会　勝亦　明　　氏【セルプきたかせ】
助言者　福岡　新司　氏【みんなの広場】

「清掃作業で工賃５万円を目指して」
報告１　小谷　誠之氏【アシスト・ワーク神木】
「時間をかけて、根気よく　良い着地点を求めていく就労定着」
報告２　鈴木　徹氏【コペルタ貴志園】
「長期就労を可能にする私たちの役割」
報告３　横井　千尋氏【ダイヤ磯子】

第５分科会　私の望む暮らし

座　長　清田　聡　　氏【竹の子ホーム】
助言者　高桑　厚史　氏【偕恵いわまワークス】

「孫とくらしたい～苦難を乗り越えて～」
報告１　林　美貴氏【明星会　竹の子ホーム】
「自分らしく生きる～意思決定支援～」
報告２　佐藤　洋子氏・遠藤　克一郎氏【カモミール横山台】
「すみれが好き、嫌い、・・好き？　私の望む暮らし」当事者からの報告
報告３　市川　悦子氏・松田　周枝氏・山下　いずみ氏・石井　美樹氏【たま・あさお精神保健福祉をすすめる会　ホームすみれ】
「本人が望む GH での暮らし」入所施設からグループホームへ
報告４　大久保　太氏【光風会地域支援室　光風ホーム】

第６分科会　相談支援で大切にしていること

司　会　永野　祐二　氏【愛名やまゆり園相談事業所】
助言者　富岡　貴生　氏【貴志園】

「チームみんなで考える！」
報告１　原　志緒里氏【きてん　相談支援室ハーモニー】
「意思形成に配慮した相談支援活動の実践について」
～その人らしい生活の実現に向けて～
報告２　野原　篤氏【みやまえ基幹相談支援センター】
「複数の視点から考える」
報告３　田極　法恵氏【緑障害者相談支援キーステーション】
「発達障害の必要な児童のための利用者主体のあり方を探る」
報告４　山岸　道子氏【児童発達支援センターアグネス園】

第７分科会　「寄り添うということ」～支援困難対応事例～

座　長　儀保　治男　　氏【みらい社】
司　会　酒井　裕樹彦　氏【三浦しらとり園】
助言者　武居　光　　氏【たっちほどがや】

「寄り添うということ」
報告１　板橋　政典氏【重度神奈川後保護施設】
「大人への歩み・・・Ｕさんの想いに寄り添いながら」
報告２　藤原　望氏・広瀬　弘美氏【三浦しらとり園】
「粗暴行為のみられるＫさんへの生活支援について」
報告３　中村　友彰氏　【すぎな会　愛育寮】
「共感・共有・共生」の理念を実践する
～自閉症・行動障害のある人たちのクラス運営～
報告４　道川　あさみ氏【くず葉学園】
「困難事例に対する関係機関との取り組み」
報告５　佐藤　智宏氏・加藤　尚通氏【ソーレ平塚地域支援センター】

基調講演

「やっぱり福祉はおもしろい！！～実践の共有から新たな一歩へ」

社会福祉法人やまびこの里
相談支援事業部部長　志賀　利一氏

今日は全体のテーマそのまま持ってきました。今年１年の個人的な大きな出来事を２つご紹介します。私が今年振り返ってみて特に障害福祉の事業所で働いていらっしゃる方にも関係する内容で２つということです。それを振り返りながら話をしたいと思います。

最初に「はじめに」ということで自己紹介をします。それから「今年の出来事」から１番目「家族支援とは言うものの」ということで、主に相談あるいは直接相談ではないですけど、事業所に来られているご家族のサポートという視点から大きな事件をひとつ取り上げます。２点目は「事件を風化させてはいけない」というテーマで。障がい者の虐待防止法ができてすぐに起きた死亡事件の顛末です。みなさんご存知だと思いますが、今の現状についてほとんど興味関心もないと思いますのでそれについてもご紹介します。

では最初に自己紹介から。

私は 1982 年に東神奈川の駅前にあります財団法人神奈川県児童医療福祉財団（現社会福祉法人小児療育相談センター）で、心理職として概ね１３年間働いていました。学生時代から自閉症や知的障がいの人に対してのいわゆる ADA 行動分析を使った方法を学び、それを療育の現場でということで、当時センター所長の佐々木正美先生の下で、小さな子供から概ね１８歳ぐらいまでの小児期の方の療育相談をしておりました。

その中で非常に衝撃的だったのは、1989 年でしたかアメリカノースカロライナから TEACCH プログラムの研修が日本で初めてスタートした時に関わって、今までとは全然違うと感じたことでした。

障がい、自閉症の理解もこれまで自分たちは化学的に専門的に支援（療育）をしていると思っていたけども、自閉症の理解仕方が本当に違ったんだというふうに感じたのは、30 ちょっとくらいの頃です。1989 年、90 年頃です。

1991 年に神奈川県で 2000 万円ぐらいの予算を付けて、アメリカノースカロライナからショプラー氏以下５人の講師を招いて５日間のトレーニングプログラムを 2 回。それから横浜と大和でショプラー氏の講演会をやったその時も事務局をやっていた記憶があります。これから社会ものすごくが変わっていくんだなというふうに感じたのがその頃でした。

1995 年に小児療育相談センターから新たな法人が立ち上がるということで、社会福祉法人 電機神奈川福祉センターの立ち上げに移りました。初めて成人の、それも全く携わったことがなかった障害福祉の分野に携わることになります。

施設自体もこれまでとは違って、知的障がいの方たちに企業等で働くことを前提とした施設を作りましょうということで、今も県内で就労支援中心に事業展開しておりますが、こちらの方に 15 年間携わっておりました。途中から自立支援法に変わって就労移行支援事業のモデルになった事業です。

2010 年、15 年経過し、国の機関で独立行政法人で行なっている旧国立コロニーで研究部門が立ち上がりましたが、群馬県高崎市あります国立のぞみ園の研究部の方で働くことになりました。8 年間いました。

今日も関係しますけれど、障害者虐待防止法が途中でできたのでそれに関する立地調査。あるいは意思決定支援、地域移行、ショートステイ、罪を犯して退所した障がい者の支援とか直接支援ではないですけれども、そういういったテーマに関わりいろんな全国の施設事業所の方の訪問させていただいて話を聞かせていただいたというのがこの 8 年間でした。今年の 4 月から「社会福祉法人 横浜やまびこの里」に努めております。

現在は市内の 2 か所の成人と学齢後期を対象とした「発達障害者支援センター」ならびに横浜市の就労支援センターに 1 か所あり、いわゆる行政からの委託を受けている事業の管轄の仕事をしております。

今日のテーマは今年の 2 大ニュースです。その話をさせていただきます。

1 番目は知的障がいのある人並びにその家族の支援に携わる時に私たちはどういう問題にぶち当たるのかという貴重なサンプルです。どれくらいの方がこのニュース知っていらっしゃるでしょうか？多分この業界にいらっしゃる方かなり多くの方覚えていらっしゃると思います。

「障害のある息子を 20 年間檻に入れる」というテーマです。障害者男性 40 代（A さん）が自宅敷地のプレハブ内設置された檻で生活させられたことが発覚したとして、兵庫県三田市が 1 月、男性を保護し福祉施設に入所させたことがわかった。男性に目立った健康被害が見られなかったが、市は虐待と判断。調査関係者によると、男性には精神疾患があり、檻で 20 年以上にも及ぶという情報もある。県警は監禁の疑いで調査している。三田市によると、今年 1 月 16 日に福祉関係者から通報があり、担当職員らが同 18 日に尋ねると、プレハブ内に木製の檻があり、男性が入れられていた。檻は大人が横になれるほどのスペースで、南京錠をかけられるようになっていた。プレハブ隣の母屋で暮らす男性の父親は市の調査に対し、男性が暴れるため、プレハブ内の檻を設置し、若いころから中に入れて生活させていた、と説明したという。プレハブにはエアコンがあり、檻にはシートが巻かれていた。父親は男性について食事は自宅で食べ、風呂にも入っていた、とも話しているという。私もこのニュースを聞いて、「こういうこともやっぱりまだあるものだな」程度しか

思っておりませんでした。

NHK の番組「クローズアップ現代+」で報道されました。すごく大きな反響があったそうです。“息子を檻に監禁～父の独白～事件はなぜ起きたか？”というテーマでした。この時の内容についての概略はこれも NHK のホームページに出ておりますので、興味のある方はご覧になってください。

私はこの事件をテレビでは見なかったですし、全然８月の中ぐらいまでは「あ、こういう事件があったな」というにしか思っておりません。

ところが 8 月の終わりから 9 月頃でしたか、三田市役所のホームページに検証報告書がアップロードされていました。それを読んでビックリしました。「檻に入っている」ということで薄々感じた方もいらっしゃると思いますが、典型的な知的に最重度の行動障がいの著しい方、いわゆる強度行動障がいの方です。

どういうことがあったか、時系列にまとめてみました。

1 月 16 日、病院で A さんより息子と檻の話を聞く（包括）というのは、実はこの A さんのお母さんが病院に入院していて退院をします。末期がんで余命 1 週間から 2 週間ぐらいで最後は自宅で過ごしたということで病院から退院。その際に介護用ベッドで寝たりとかいわゆる介護の話し合いが病院で行われていたという。その時に包括支援センターの方がご自宅に「ご家族ご主人以外、誰いらっしゃいますか？」と聞くと、「娘と息子がいますよ」「息子さんとかはそういった介護のお手伝いしてもらうと負担が減りますよね？」「息子はいますけど檻の中で生活していますからそういうのは無理です」という話を聞いたのが事の発端です。

1 月 18 日、すぐその話を聞いて地域包括の方は同じ建物内にある基幹相談の方に「こういった話聞きました。早急に対応した方がいい。」ということで基幹相談の方はその話を聞き、市の虐待防止窓口に連絡をしてどうしようか対応を取り、すぐ連絡をして「家庭訪問したい」ということで、18 日の午後に家庭訪問をすることになりました。市の担当者それから、基幹相談、社協、3 人の方が行かれました。

行ってみると髪の毛も切られて爪もちゃんと切って、お風呂も入っている衛生状態も良いし、ケガとかそういったのもない。「通常の虐待とはちょっと違うね」いうことで聞いてみると、「食事は母屋で食べて例えば何日かに 1 回は母屋で寝ている」と。「介護する側が見られない時間が結構あるのでその時間は檻の中で生活しています」ということで、緊急性は感じませんでしたが、「なんとかしなくては」ということで会議が開かれました。

1 月 22 日、市職員と A さんが病院に通院、まず「健康状態の確認をしましょう」ということで、病院に通院してそのあと「入院等の必要はないだろう」ということで、消極的になった。お家に訪問されたのが 1 月 22 日です。

2 月 21 日、市より警察に「こういったことがありました」という情報提供がされる。

4 月 7 日、父親が逮捕される。そして 4 月 27 日に父親が起訴される。この 4 月 7 日の逮捕の日がマスコミ大きく報道された日ということになります。

5 月 10 日、三田市で「障害者虐待に係る対応検証委員会の設置」

第三者委員に「この問題について市の対応はどうだったのか？」ということで検証委員が１回。31 日に第１回委員会。構成委員７人の有識者の方が構成委員として委員会は６回、ヒアリングとして委員の方がヒアリング、１９人方を対象に計７回ヒアリングを行っております。

９月１３日に報告書等が出されているということです。ちなみに６月２７日の段階で起訴された父親は神戸地裁より懲役１年６か月執行猶予３年、監禁罪ということで有罪判決を受けます。

９月２０日にクローズアップ現代で番組として放映をされました。

この反響も NHK 非常に大きかった。反響が大きかったということはそれだけいろんな見方ができていろんな考え方がある。当然、基幹相談あるいは社協の職員、そして市の担当者にとってもいろんなことを悩まされた事件だということです。

まず、病院で話を聞いた**地域包括の職員だったら？**ということで皆さん考えてみてください。

母親が末期がんで余命１週間だが一旦退院をするため、病院に地域包括支援センターの職員（あなた）が呼ばれケースカンファレンスを実施することになりました。

母親が自宅に戻った際、家族で誰かが介護を手伝ってくれる人がいるかどうかを父親に確認したところ、自宅に息子がいるとのこと。しかし、「彼が手伝うことは不可能だ」と言いました。理由を聞いてみると息子の A さんは、大声を出したり、暴れるために困っている、そのため座敷牢に入れているということでした。地域包括の方にとっては「座敷牢」ということは聞いたことはあるけどもちろん見たことはないですし、衝撃を受けた。耳を疑って本当に確認したそうです。

母親の見取りの間、息子 A さんへの支援も必要かと尋ねたところ、拒否することはなかった。「障がい支援を担当する部門に連絡して良いか？」と確認したところ、父親から「ぜひ連絡をしてください」ということでした。（父親ならびに娘の携帯番号も教えてもらう）

この地域包括の職員は、17 時頃自宅に戻りました。以上が検証報告書に書いてあるもの少し簡単にまとめたものです。

どうでしょうか？地域包括、当然、高齢者のケア家族が「終末は自宅で」という要望に沿い病院も「それで大丈夫だろう」ということで自宅に戻る、介護用のベッドを入れる訪問看護を入れる、場合によってはヘルパーを入れる。そういった調整に地域包括の方が行かれたのだと思います。そこにそれだけではない「家族の問題」が浮上してきたということです。

午後からの分科会テーマのひとつでも「高齢」がありますけど、高齢の問題は施設に入った方の高齢化の問題がありますがそれよりもっと多いのは、在宅の高齢の障がい者の問題です。特にまだ 70、80 歳になる障がい者の問題の前に「親が 70、80、90 歳になって長年同居している障がいのある娘さん息子さんが見つかる」というケースが地域包括の方に

とっては非常に多い。実際に高齢の障がい者のサービスのほとんどは高齢福祉で賄われているという現状があるのも事実です。数としてはそちらが圧倒的に多い。それだけであればこのテーマそこまで「座敷牢」というのが大きな問題。地域包括として１７時頃面談終わって戻ってきて連絡をしたけども、たまたま包括の方が「座敷牢」ということでビックリしたのと、もちろん見たことはない、昔の本とかで読んだことはある。精神障がい者の自宅監禁のことをきっと多くの方は思い描くと思います。知的障がいの方、強度行動障がいの方というイメージはないと思います。

父親の年齢から考えても息子さんは 40 代の後半、統合失調症等で自宅監禁なっているのだろうなと思った。でもそういったことをやっているということをまだ現実にあるというのはビックリしてすぐ対応をしたという。そういった意味で非常にスムーズな対応はされております。

その後、地域包括の職員は上司・基幹、相談支援センター等に即刻報告をいたしましてこれは重大な問題（単純な相談ではなくて明らかに大きな社会的な問題なる）だと判断したようです。

地域包括職員は、父親を非難・追及してしまうと A さん（息子）の支援の拒否や遅延の可能性があることを強調しながら、電話連絡の承諾を得ていることから基幹相談支援センターから「今日中！」に電話はして、速やかに家庭訪問を行って欲しいと依頼しました。門戸を閉ざさされるのは何とか避けたい。今日の段階では母親の「終末期」在宅でのケアの話が中心でしたけどもその段階で聞いた話について拒否はされていないのでなるべく早くもう時間を置かずにすぐやって欲しい。こういう事情だったのですよと丁寧に説明しているのだと思います。

基幹相談障がい福祉の担当者、障がい福祉の委託の相談の担当者はその前に「虐待」というのは頭の中にピンときますので、虐待防止センターの担当者に連絡をし、さらに父親にすぐ電話をしました。早急な対応が必要な問題だと思いました。実際は妹さんが出ているそうです。母親の看取りと同時にＡさんの支援を提案し、早急に家庭訪問の希望を伝えました。今日はもう５時過ぎているのですが、「今日すぐにでも」あるいは「明日の朝でも」というつもりがきっとあったのだと思います。

妹さんからは、「明日は母親の退院日で介護のベット搬入とか医師と今後の相談を家でしなくてはならないのでなかなか時間が空けられません」という話でした。結果的には、明後日 1 月 18 日の午後が「一番余裕があって最短だろう」ということで、1 月 18 日訪問することで合意をしました。

尚、Ａさん本人も訪問に同意できるかという確認を行っております。「多分拒否はしないと思います」というような話をされていると思いますが、本人の意思確認というのはなかなかできない状態の人でした。

基幹相談の職員は、妹や父親に無理を言えば、明日の午前中あるいは今からすぐにでも

家庭訪問も可能だと考えたけども母親の病状も配慮し、無理強いしませんでした。この辺のところが検証委員会で大きな話題になった１つなんです。

なぜすぐに行けなかったのか？もっと言えばまだ夕方の５時、6 時だから決して常識的な範囲ではないですけど、夕方 7 時の段階で自宅訪問できたのじゃないの？ということが考えられます。こういったことが１つあったということです。

今度は虐待防止としての**電話を受けた市の担当者（今回の場合は保健士だった）だったら**どう思うかを少しまとめてみました。

座敷牢にＡさん（障害者手帳なし）を閉じ込めているという家庭に市の担当者ですから、住所、名前を聞いて手帳所持の有無、がサービスを利用していないことがわかりました。基幹相談と社共職員と３人で予定通り１月 18 日の午後に行きました。

あまり急激にいろいろなことをやると家族は相談を拒否して、結構難しくなるということを想定して訪問はするが、すぐにこの日の内に保護分離ということは考えずに状況を見に行きましょう」ということにしていたそうです。

父親は抵抗することもなく、サンルーム越しのプレハブに３人を案内いたしました。Ａさんはプレハブの中で畳 1 程度の檻の中にいました。檻には大型犬用のペットシートが引き詰められていました。暖房もされていました。匂いも尿失禁のある「単身高齢者世帯」と比較すると気にならない程度でした。

保健士さんですから、そういった単身のお年寄りの家庭とか訪問されたことを考えるとそこまででは意外と衛生的で綺麗にされている。最初見るとペット用のシートが引き詰められてそこに確か下半身その時裸だった排泄の状態が少し残っていたというような話も出ていました。

さほど暗い部屋ではないにもかかわらず、Ａさんは手探りで移動していました。下半身の衣類はなく、傷や衣類の汚れもありませんでした。髪や爪も切られていました。極端に痩せているわけでもなく皮膚の荒れや脱水症状も確認されませんでした。父親からは、「概ね 2 日に 1 度檻から出で、夕食を食べて入浴、就寝、朝食そしてお昼まで食べて服薬をしたあとに再び檻へ入っている」というふうな報告を受けておりました。

こういう生活をされているのだなというのが檻の中の状況を見てもわかった。ずっと入れっぱなしというわけではないということが分かったということです。

檻には１日ペットボトルが 2～3 本与えられているとの対応をしているとの話も聞きました。「施設の入所はどうですか？」というふうに話をしたところ拒否はしていませんが「どれぐらいお金がかかるのでしょう？」障がい福祉のことについて全く知識がないと想定されますので、母親の入院その後の「施設入所等でどれぐらいの費用が掛かるか？」を考えていたようです。「費用のことがちょっと気になります」という話でした。

すでに年金で生活されているご夫婦ですのでそういった面では収入面の問題でちょっと心配だということなのだと思います。

虐待防止の担当職員、保健士さんは 17 時頃市役所に戻りました。基幹相談職員と電話で

情報の整理をしました。今後どうするかを話しました。

役割としては基幹相談の方は短期入所を探し、市の担当者が掛かりつけ医に連絡をして、病院への入院等について対応しましょうという話し合いになりました。背景に明らかに 20 年以上檻で生活しているために「伝え歩き」をしていた。視力がもしかしたら見えていないじゃないか？他の心身の状況さらに感染症、服薬管理が適切かどうか？薬の名前もメモを取っていますが必ずしも十分な情報かどうかはわからないということで、一旦分離保護するにも医療が当初必要だろうというふうに判断をして病院と短期入所先を探すことを分担しました。母親が余名 1 週間ということですので、母親の看取りと分離保護のタイミングをどうするか？ここについては「慎重にご家族の意向を聞きながら考えましょう」という結論でした。

実は自宅でＡさんと「一緒に生活をしたい」と一番強く願っていた方が母親です。余名 1 週間の母親です。ということも聞かされていたこともあり「そのタイミングと一緒に考えましょう」ということです。

市では虐待防止に対するメンバーによる会議が開催されました。障がい福祉の「室長」「課長」を交えて 3 人でのコア会議が開催される。

【分離保護】

今日、明日ではないが母親死去までは待つ必要はないのでは？というのがこの時の話。丁寧に話をしてなるべく早急に今日中ではない明日ではないかもしれないけどもなるべく早急にしましょうということです。

【医療受診と家族同意】

まず医療機関に掛かる。本人の同意は多分難しいと想定されるので「医療保護留意として精神科での入院をまず想定をしてみましょう」ということでした。

明らかに知的な障がいそれもかなり重度の障がいであるということはこの時に判断して措置は行わず、家族の同意を得ての分離にしましょうということでした。

【再訪問】

次の日（金曜日）に、基幹相談職員と一緒に再度家庭訪問を行いました。本人の状況を確認しました。状態は変わっておりませんでした。そういった面では緊急性はないようなことだと思います。通院の同意を得ました。

【服薬の確認】

非常に多剤服用ですが「現状どうだったか」ということで医師の指示書等を見せてもらって薬も見ているということです。飲み方もこの時に確認をさせてもらっています。「檻に入っている」ということである時にまとめてたくさんの薬を飲んでいたという実態もこの時に把握されています。

【緊急連絡】

母親の病状が急変した時の対応連絡先を伝えております。既に 1 月 18 日、19 日の時には母親は退院しておりますが、話ができる状況ではほとんどなかったということで母親と

は話はしていません。

月曜日の通院はＡさんが暴れる可能性もあるので訪問のメンバー体力のある体のガッチリした職員を 3 人揃えて通院し、受診後施設へそのまま移動しているということでした。

実際に短期入所になってからですね。Ａさんが分離保護された日の内に部長、それから市長・副市長に短期入所利用の経過を報告しております。

数日後、母親が亡くなっております。自宅にＡさんの認定調査で家庭の状況あるいは施設での訪問調査を行い、「短期入所から施設入所に移行しましょう」というような準備が進められていました。発覚から約 1 か月後マスコミからの取材依頼があり、父親にも確認したところ「良いですよ」ということでマスコミが取材をします。

家庭訪問より、マスコミ取材の確認を行い、警察報告の確認を行った後三田警察署生活安全課を訪問し、状況提供をすることになりました。なんとなくモヤモヤした話ですけども時間系列で話をさせていただきました。

みなさんだったらどうでしょう？「終末期」を迎えている家族の問題。明らかに異常な家庭生活をしておりますし、それは刑法上の罪に十分問われる内容ではあるけども本人の状態、家族の罪の意識、悪いことをしているという認識はないのですし最善の努力をしてきたと思われる。本人も比較的健康状態が良い。その際に関わった人達はみんなどういうふうに悩み、どういうふうに行ったか、なんとなくその一環は知れたかと思います。

検証報告書では次のように指摘されています。先ほどの私とみなさんが聞きながら感じたことと少し論点が違うと思います。

まず「本人の保護の視点」がどうだったのかということが大きく語られております。

【情報の重要性の気付き】

最初に地域包括支援センターの 1 月 16 日「座敷牢」と表現して選択した切迫性と基幹相談ならび市の担当者の受け止め方は違うのではないか。いろんなヒアリングをしたところこの辺の違いなのか。

地域包括の方は高齢者虐待の担当の窓口として、その人が持っていると障がい者としても当事者の対応しなくてはならない、基幹相談並びに市の担当者の受け方が違うと書かれている。情報入手し、早急の生命のリスクが少ない家族の協力的態度等を判断し、早急に 1 月 16 日の内に事実確認をすることを怠っています。1 月 17 日の電話による日程調整において事実確認がさらに遅れている。

1 点目は「座敷牢」

明らかに刑法上の罪と知りながら実際に事実確認をしたのは丸 1 日空けた 1 月 18 日ということはどのような事情があったとしても許されることではありません。本人保護の視点、「本人の健康上の問題であったらどうするのか？」誰も見ていないわけです。

２点目は「家族の抱える問題に流されている」という指摘。

家族訪問や調査に家族が協力的であることから、緊急材料の判断ができなかった。「障害

者虐待法」の施行で求めるものと擁護者の同意得ることを前提に支援員との違いを十分認識していなかった。（虐待状況の早急な対応と子供の擁護者支援）とは違いますよ。

十分な情報ではない第1印象だけで17日にも確認して土日を空けて最初の通院が22日、1月16日に情報を聞きつけて、土日を挟んでいるということがありますが、その間の対話もなく電話番号を伝えるだけで「22日までなにもしていない」ということは明らかに誤った判断をしたということなのです。

【対策の選択肢と意思決定のプロセス】

市では措置による保護を実施した経験がなく、当初から選択肢になかった。

虐待対応のマニュアル通りのコアメンバーの会議も開催されてなかった。マニュアルではコア会議4人か5人だったのですが実際は3人でやりました。

呼べなかったわけでもなく声を掛けずに市の担当者の室長・課長を中心に担当者から話し合いが行われていたという。「コアメンバー会議を開かねばならぬ」というそういう意識がちょっと弱かったではないかと。

【医療機関への入院の選択肢として精神科以外のアプローチ】

市の担当者を保健士さんは精神科を中心にいろいろなところを聞いていましたけど、必ずしもそこで良い場所が見つからなかっただけではなくて一般の病院総合病院等が精神科以外のアプローチがなぜなかったか？

権限行政として，法的な判断においての情報収集を怠った。これは警察への通報の遅れの問題もありますし、判断が非常に甘かった。

本人の同意や意思決定に基づいて誤った判断を行ったのではないかと、報告書ではまとめられております。

【虐待防止の問題】

確かに法律の趣旨、擁護者支援ではありますけども、まずは本人の「権利」「擁護ということです。その視点からすると初等の動きは明らかにミスがいくつもあるということです。

どうでしょう？みなさんその場に立って見たらこういった判断できますか？自分も考えてみましたけど、「余命1週間の母親に絶対流されるよな。」と思います。

父親と話をしていても否定的な話もないし、ご本人に強度行動障がいがあることを目にしたら、「家庭で何もサービスを入れずに、この状況で最善を尽くしたな」ということで判断をしたかもしれません。

報告書ではもう少し違う面で私たちに 1 人の障がい者を「権利のある人達を支える」という視点からしっかり捉え直しをしてくださいというのが書かれている。

さらに検証報告書では過去の経過今年の 1 月からではなくて前の経過も調べています。ここでも結構気になることがたくさんありました。1976年1月にAさんは誕生をしている。2歳で重度の知的障がいの判定を受けています。

13 歳頃に非常に他害とか自傷が激しくなり、元住んでいた場所には入れなくなってある程度余裕が持てる三田市の方に引っ越してこられたということです。

1991年三田市に引っ越してきて6月に引っ越して、8月6日に「西宮児童相談所」「教職と同じ管轄は県」ということで定例相談このところまでは児童相談所に定例相談に行っていたという。この時も最重度の知的障がいというふうに発表されています。言葉の発達とかは一切ありません。

転居後すぐ母屋の隣にプレハブ部屋を作ってAさんが生活するようになりました。なかなか、家族の中では同居をしていると家族の睡眠もなかなか難しい、兄弟も「寝つけなかった」ということでプレハブ部屋に移りました。

プレハブの壁をトントンと叩いて近所迷惑かクレームがつくので、壁が叩けないようにということで檻を作った」というのがお話です。

ですから1991年から2018年までAさんは檻の中で生活をしていたということです。

1993年17歳と7ヶ月の時に8月20日に父親が児童相談所に訪問をし、作業所等についても通える状態ではなく、プレハブで生活をされています。

「特別障害児福祉手当」の申請は行っておりますが、転居後通院できる病院がなく、妹さんが病院に行って薬をもらってきた。ですから、もう30年ぐらいかなり多剤服用をされていますけども、医師は1度も本人を見ていない状況です。

同じく11月、18歳になりますので「子供から大人になる」ということで三田市職員が両親と面談のため家庭訪問をしている状態です。

Aさんはその時檻の中ではなくて、たまたま家の中にいてこたつに座っていることを確認されている。作業所の利用についても「何もできないので難しいか」という判断だったんです。「目を離せないので部屋に閉じ込めていることがありますよ」という話もしていた。

転居後しばらくの間、男女 2 人が自宅に来る。男性は檻の中に入る、特に何の指示もない。20歳になる頃で何度か訪問があった。20歳以降まで訪問なし。

これは父親、家族での記憶では何度か来たような記録があるそうです。記録で残っているのは1993年の11月17日だと思います。

1997年18歳の時1月10日に三田市の成人部門の担当の方に移管されておりますが、以降26年間ほとんど診断記録はありません。

2013年に母親に癌が見つかったということで、「これ以上家で介護するのは難しい」ということで親戚から強く進められ、父親が車で市役所の所まで送り届けて「何かサービスを受けよう」ということで母親が相談窓口の方に行きましたが、「10分で帰ってきた」との事。窓口まで行ったけどもやはり「子供と今までの生活を続けたい」というふうに母親が考えたのだろうという状況がわかり相談を受けたという形跡があります。2018年4月になって今回の事件が起きたということです。

1991年当時の担当者だったら？ちょっと考えてみましょう。

県の児童相談所（西宮市）における定例児童相談日において本人・両親・妹が訪問し、ケースワーカーを及び心理判定員から面談があったそうです。

15歳の本人から母親への他害、さらに自傷行為が何年も続いているということです。近

所にいづらくなり三田市に転居してきました。医師から精神安定剤を服用しているが、他害や自傷が激しく、家庭では「1 つの部屋に閉じ込めている状態」というふうに聞いております。

1991 年です。私たちの国で強度行動障がいの最初の事業がスタートしたのは 1993 年です。神奈川県内、「弘済学園」が中心になり、1988 年に「強度行動障害」という名称を作り、そういった人達のいわゆる精神科医療ではなくて「障がい福祉として何かできることはないか？」というふうに考えられ始めたちょっと経ったころです。

「強度行動障害」という名称をごくごく一部の人しか知らないんです。西宮市の児童相談所の人もどこまで触れたかはわかりません。当然、障害福祉の対象、あるいは今の特別支援教育、特殊教育対象というのを当時思われていたかどうかもあやふやな事態です。

そのまま状態像は聞いたけどもスルーされる。「何かあったら病気で入院するでしょう」と思っていたのか？こういった時代でした。

1993 年です。児童から成人に移ろうという頃、三田市の担当者の所に着きました。特別障害児福祉手当の申請があり認定されます。その後実態把握のために 2 人が家庭訪問して、本人と母親と面接に行きました。

本人はこたつに入ってお菓子を食べており、比較的落ち着いていた。強度行動障害の人であっても常時ではないですし、かなり厳しい行動障がいあったんでしょうが入所等での生活の環境変わることにより、あまり気にせずキッチリとした専門的な支援でなくても安定した生活ができる人だったんだと思います。

現に今は安定した生活をされている方です。様々な事情で家庭内での環境が難しかった。特に先ほど言いました 1970 年代に生まれている方ですし、「10 代の頃の大変さ」というのは、一旦その時にこれだけ愛情深い親御さんであっても育て方が難しいということで全然不思議なことではないですよね？でもそういったことは、当時はわからないですよ。誰もわからなかった。

母親からは、父親が転職し、休みの日に良く関わってくれると話してくれた。本当に幸せな家庭だったんでしょう。

施設入所としては、「兄弟と関わりも疎遠になるので今は必要ない」という判断でした。家で，家族で一員として協力して生活している様子でした。「目を離すと外に飛び出してしまうために用事がある時には部屋に閉じ込めています。外から鍵を掛けて対応をしています。子供の時から主治医がいてちゃんと精神安定剤を飲み続けています。できることは何もないので最重度の知的障がいの人で、話し言葉もなく、親の会との活動も難しいですし、作業所にもということで「緊急一時保護制度という制度があります」という説明を受けているということです。

2013 年、もう 1 つタイミングがありました。

Ａさんの親族 2 人が、母親が抗がん剤治療の必要な状況であるから「施設入所が大切なのではないか？」ということで相談支援の窓口に来ました。

相談員は、家庭でのＡさんの状況を聞き取り同時にＡさんの存在ならびに認定区分状況等について市に問い合わせています。何も資料がありません。

市内、関係施設一覧表のコピーを渡してぜひお母さんからきていただいて「いろいろな手続き等の申請をしてください」ということで終わっています。親族の 2 人がそのコピーをもらって、自宅にすぐに行き母親に経緯を説明しています。母親からは施設入所に対する可否の意思は確認できなかったそうです。

後日、母親、父親の車で、相談事業所に出向くのは 10 分も経たずに帰ってきました。父親には相談の内容は何も伝えていません。母親は「施設入所に対しては非常に消極的であった」と推測されます。

1991 年に三田市に移転した。上の方にいっぱい書いてありますけども、法律がいろいろ変わってきて社会が変わっていっているんですけども、実はそういう障害福祉のこと流れというかまだまだ一人の人生よりも短いというところ。父親にとっては当然、1940 年代、50 年代は障がいのことについては全く知らなかったでしょうが、子供が生まれたのが 1976 年です。それからこういった子供たちの教育あるいは福祉ということの一番痛感してきていたのが 1980 年代。そして 90 年代を前半でそこから途切れてしまう。

ですから、ご家族にとっては今から 20 年 30 年前の障がい福祉、障がい児教育のことがそのまま 2018 年まできているというのが現実なんだと思います。

その前に法律だけではなくて、障がいに対する考え方も随時変わりました。

1960 年頃、国の棲家を求めるコロニー設置があり、70 年代 80 年代 90 年代そして 21 世紀に入ってくるのは「ダイバーシティ」と呼ばれる時代。

1980 年代 90 年代「身近な街で私たちと一緒に生活できればいいよね」というノーマライゼーション時代ではもうなくなっています。一人一人の尊厳。「障がいの有無で分け隔てのない社会にしていきましょう」という感じ。

そう考えてみると 1970 年代、「子供が生まれた前後のことは、神奈川県内ではどうだったか？」というと有名な川崎市で障がいを持つお子さんを母親が殺めてしまって、それに対して「青い芝の会」等が「なぜ母親は子どもを殺す権利があるのか？」「母親が殺すなど困難」というのがやっと言われる時代に 70 年代後半 80 年代になり、「国際障害者年」できて世の中変わってきた。

父親としてはその頃子供を育てていた。公的な機関、福祉や教育の機関と関わりを持っていたのはその頃だったということです。

今のダイバーシティ社会について書いてありますが、「時代が変わっているけども年代によって考え方は様々だ」というのはみなさんもよくご存知だと思います。

事件 2 の方は簡単に少しだけ話をいたします。思い出していただければいいです。

「障害者虐待防止法」ができてしばらく経ってから千葉県の県立の施設、事業団が運営をしている「袖ヶ浦福祉センター」、19 歳の青年が支援員によって殺されてしまっています。

大きな虐待事件として話題になりました。

虐待防止法が施行後、強度行動障がいに特化した専門的な支援を行って、いま法人はいろんな苦境に立たされているという話です。

2013 年 11 月 24 日に実は青年はお腹を硬い底の靴で蹴られています。

そして次の 25 日に夕方、状態が悪くなって救急搬送して、11 月 26 日の朝未明に死亡が確認されているということです。これも検証報告書等出ておりますから、「手をつなぐ」2015 年 5 月号細かく「私たちは、怒らなくてはならない」という 6 月頃でした。細かく書かれています。

なぜここに挙げたかというと、私がこの 2013 年 11 月 25 日の日に袖ヶ浦福祉センターに講演で呼ばれていて話をしていました。

もう忘れられないです。あとでニュースを見て「えっ、その日行っていたじゃない」夕方救急搬送前後の近くにいたのです。役員の方が電話でやりとりをしているのは知っていました。ただこんな大きい事件だとは思いませんでした。すごく印象に残っています。

この手をつなぐに書かれている文章を少し読んでみます。証言に立った職員や関係者の被害者男性について「毎日暴れている」「非常に手がかかる」「他の利用者と比べて相当強い。本気で押さえないといけない」としか語りませんでした。

裁判での話です。

「被害者が自傷他害をした時にどう対応したのか」という問いについては、職員や施設の診療室医師は「静止する」「臨時に投薬する」、施設長は「複数対応や投薬、具体的な方法にはこだわっていない」と応えています。「被害者男性が、何が好きで、どんな時に落ち着いていて、何をしている時が楽しそうだったのか。これまでどんな人生を歩んできて将来的にどんな生活をしたいのか。彼のひととなりに誰一人触れることはありませんでした。

実は幼児期過程で「ラジコン」が好きだったということも分かっていましたが、それを知っている職員や担当者は誰もいませんでした。

支援を受ける人がどのような人か、どんな生活を送りたいと思っているのか、これを考え続けることが福祉サービスであって、支援する側の基本姿勢であるはずです。

特に療育園は児童の施設であり、そこには一人ひとりの成長を支えていくための関わりが欠かせません。自傷や他害と行った行動の背景を解明していくには一定の専門性や時間が必要ですが、証言に立った職員や関係者のことばからはその必要性の自覚も努力も感じられず、あたかも自傷他害等が本人の生来的な特性で、これを力と薬で抑えつけることが正しいかのようでした。

皆さんの資料には見えづらいですが、実はこの第三者検証委員会に私も立ち会っていて、その時に提出した資料、どうして起きたかをまとめたものです。

もうすでに辞めた職員もいますが、ある寮の中の一部の職員が「他の人に見えないようにこういった虐待をしていた」という事件です。寮全体でその実態を薄々感は感じていたに違いないですが把握していません。施設も他の業務の人はまったく知りませんでしたし、

「なんか怪しい、うさんくさい」とは思っていたそうです。法人としても同じ、県としても同じような対応していたというデータがあります。

こちらも第三者検証委員会の報告書が千葉県のホームページに出ておりますのでこれについては省略いたします。

その後この法人は、袖ヶ浦福祉センター以外に長浦地区、2 つの地区の事業所を他法人に 2016 年 4 月の段階で譲渡しております。約 10 億円分身売りしています。残った袖ヶ浦福祉センターのみを運営しています。

第三者検証委員会の報告書のあとに、その検証委員会の通りに進捗しているかどうかを管理する委員会が立ち上がって、2018 年 8 月にその報告書ができました。それを読むとこのように書いてありました。

・更生園の新規受入停止を継続し、自主事業も含め地域移行に取り組む
・センターの今後のあり方を検討する委員会の設置
・県はセンターのあり方に関係なく強度行動障害者の支援システムを構築すること
・センターは県立施設として存続するかどうか あり方委員会で検討
・更生園は少人数ケアの建て替えを行うが、大規模入所施設にはしない
・県は児相等と療育環境体制を検討し、養育園、童の入所施設の利用形態を考えること

今も成人の更生園の方には 80 人以上の利用者がいらっしゃいます。療育園はもともと 80 人規模だったのが今は 40 人を切っています。30 数人に減っている。18 歳以上がどんどん出ていくことで半減している。更生園は 10 人ぐらい減っているだけでした。強度行動障がいの方はほとんど「3 人ぐらい移られた」と言っておりますけれども、あまり変わっておりません。

先日施設の様子を見させていただきましたが、強度行動障がいの方は朝、日中活動の場に出て、その場で昼食を食べて夕方まで生活寮に戻ってくるということはありません。日中と夜間の生活は分けられるようにしてちゃんと生活体制を組んでいます。

日中はいろんな作業、外に出る。そういった活動を組み合わせながら、行動障がいのある人の標準的な支援といわれるある程度、構造化された環境の中で一人ひとりのスケジュールに合わせて仕事をしております。そのあり方もどうするかをこれから検討しなくてはならない。

ここまで 2 つ事例を持ってきました。こちらの方は施設の事例です。資料もあとで読んでいただければと思います。どちらもこういった過去を検証したものをしっかりとオープンにしてあります。実はこういった資料はあまりありません。事件はたくさんあります。

例えば神奈川県内でも、「津久井やまゆり園」の件はオープンになっていますが、検証の内容はどういった話ではなかったですよね。他の市町村でも「検証委員会が立ち上がった」とニュースは聞いておりますが、なかなかオープンにされていないんですよね。そういっ

た面ではこの 2 つは非常に参考になる資料と思って詳細に読ませていただきました。

これで今日の午後のテーマに無理やり繋げたのがこの資料です。最初に話をさせていただいた三田市の事件からです。

私たちは一人ひとり職員・支援員としてどう考えなくてはならないのか？支援を求めている人の視点からまず考えるということはもちろんです。ご家族、あるいは本人の視点から考えるのがひとつ。

ただし、もうひとつは虐待防止法ができたりとか、今の差別解消法ができたりこういった時代背景の中で自分たちはどう対応しなくてはならないのか。

三田市の事件は2000年頃に同じことがあってもこういった検証委員会の報告は絶対出てきません。2018 年にあったからこうなる。

なぜかというと社会が変わったからです。法律が整備されただけではなくて、一人ひとりの権利擁護の考え方もこの何年かの間で大きく変わってきて、当然私たち支援員としての社会的な立場・役割というのを常に考えなくてはいけない時代であり、当然、今と 5 年後 10 年後をなんとなく想像していないと難しい。この 2 つを常に、「支援を求めている視点」というのはいつの時代でも大切ではありますが、「私たちの役割は時代によって変わるんだ」ということもぜひ知っていただければと思って情報公開をさせていただきました。

2 番目の袖ヶ浦福祉センターの事例です。

「安定した現場で着実な支援を継続して担っていく」というのはものすごく大切です。

「職場の中でいかに良い支援をみんなで考え支援をしていくか？」正に事例報告、今日の午後はこういった発表が多いと思いますが、問題はそれだけではなくてその法人・組織の外部からどういう風に理解をしてもらうか。事業運営にこういったわかりやすい事業をどういうふうに企画をして多くの人に参加してもらうか。そういったことがなくては今も難しい時代でもあるのだと思います。

その事例として袖ヶ浦福祉センターの現在がありますし、これまでの失敗した問題もこういったことが大きく関わっていると思います。

私たちにはこれ以上の学び方がないということで、今日は「これから自分たちがどうするか？」という話ではなくて、事例、あるいは事業・過去を「振り返って整理をする。」

私が整理したわけはなくて、第三者検証委員会が整理してもらった資料を見るだけでも学ぶこと勉強することが本当にたくさんあります。

「過去の情報収集不足」に私たちは普段の現場でものすごく気付くと思います。

さらに、「情報の解釈の間違い」にもそれによって気づくことがあると思います。

実は「根拠の無い支援計画」を作っていたということにも気づくことがたくさんあるんです。

「反省なく支援計画を継続」しているということにも気付くと思います。

過去を丁寧に振り返ることによって、自分たちの支援、自分たちの力を上げていくということが本当に大切だと思います。

「学びには書籍・講演会・研修会等様々な方法が有効ですが、実際に職場の事例（事業）を振り返って整理、自らが報告する。そして様々な課題を学び直す機会がなくては、実践力は上がらない」と思います。ぜひ午後からの発表を楽しみにしたいと思います。

私の話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

第１分科会「子どもと共に育つ支援」報告

担当部会　児童発達支援部会

座長　石灘　和彦氏（同愛会・川崎中央療育センター）

司会　石灘　和彦氏（同愛会・川崎中央療育センター）

助言　多田　純夫氏（入所部門：白根学園・ぶどうの実）

向山眞知子氏（通所部門：大和しらかし会・第一松風園）

<u>発表１「療育から教育へ」～単独通園児の学校への引継ぎを中心に～</u>

【発表者】

内藤貴司氏（川崎西部地域療育センター）

【内容】

１．川崎市内の療育センターの概要説明

川崎市では４つの療育センターがある（北部・中部・西部・南部）

西部地域療育センターは「診療部門・相談部門・通園部門」で構成している。

通園部門（課）は「親子通園（2・3 歳）」「並行親子通園（幼稚園・保育園に所属し週一回の登園）」「単独通園（4・5 歳）」がある

２．今回の発表は引継ぎをテーマとしたものである

３．発表内容

ア就学までの流れと引継ぎの現状

就学時の進路は単独通園の子どもは養護学校や特別支援学校に進学する。また地域の特別支援学級に進学する子どももいる。

就学までの流れとして年長児の年間の流れが提示された。（関係する総合教育センター・保護者・療育センター3 者を含めた年間のながれが示される）

総合教育センターは 5 月より就学説明会があり保護者が参加し、その後に学校見学を行い、就学相談（1 回から複数回）を実施する。就学相談では保護者の希望で行動観察・発達検査も実施している。それらを踏まえ教育委員会が就学先を決定する流れになっている。

イ引継ぎの方法

川崎西部地域療育センターでは 2 つの方法を実施している。

① 学校の先生がセンターに来所されるパターン

② センターの職員が学校を訪問するパターン

① のパターンは年度内 2 月から 3 月に実施。学校側からの希望制である。来所していただき療育時間内に子どもの様子を見学いただきその後引継ぎを行うパターンと学校の先生が時間外に来所され子どもの様子は見ずに引継ぎを行うパターンがある。引継ぎは 30 分から 1 時間程度としている。

参加者はセンター職員が中心であるが、ケースによっては看護師や栄養士も同席することもある。引継ぎは保護者の確認のもと、子どもにとって有効であった療育を中心に行っている。引継ぎに使用する帳票は「個別支援計画書」「現況報告書」を使用している。現況報告書は子どもの特性や支援方法など記載し、最終は保護者から学校側に渡してもらっている。

② のパターンは子どもが進学したのちの 5 月から 6 月に実施。通学時間内に子どもの学校での様子を見学し、下校後担任の先生と児童専任の先生と引継ぎを実施している（保護者の承諾は必要である）。

＊引継ぎを行ったセンター職員の感想として

・年度内に引継ぎを行うと学校に子どもにあったものを用意してくれていたことが多かった。
・実際に子どもの様子を見学してもらうことで伝えやすかった
・学校に行くことで学校自体の様子が知れたなどの感想が聞かれた
・現況報告書自体を知らない先生もいた。

ウ引継ぎに関する課題

保護者の不安感

・学校見学後の保護者は自分の子どもが学校で過ごすイメージができないことが多い。例えば、座っていられない、勉強できるのか、子どもを取り巻く環境の変化、職員体制の違い、支援の仕方、療育方法の変化など
・保護者の不安感はこどもに伝わり影響もあるため保護者の不安を取り除くことが重要であると感じている
・療育から教育へ移行する場合、保護者の戸惑いは大きいため切れ目のない支援が必要であると考えている

エ引継ぎの周知方法

・現在は保護者に療育センターで引継ぎがある事を学校の先生に伝えてもらい、先生からの希望があれば行っている現状である。引継ぎがある事自体知らない先生もいるのも現実である。引継ぎの仕組み自体が浸透していない。
・学校側は次年度の体制が早々には決まらず、年度末に引継ぎに来られない場合があることや、児童がいる時間に療育センターに行くことが難しいことがある。

ただし、横浜・川崎では児童専任の先生や地域連携の先生が配置されるようになりその先生が来所されることが増えている。

・療育センター側の課題としてはセンター職員が学校の中の様子（どのような支援教育が行われているかなど）が分からず、どのようなことを引き継げばよいか分からないこともある。

・療育センターの伝えたい情報と学校の知りたい情報が合致していると良いが、学校によって教育方針や方法の違いがあったりする為、療育センター側が伝えたい情報ばかりを一方的に伝えていて、受け取る側とのギャップを埋められず、キャッチできないパスを投げ続けている場合がある。

・引継ぎに関して大切ことは子どもを中心として学校・センター・保護者の 3 者の三角関係が重要である。さらに学校と療育センターとの関係を深めることが大切で、療育支援と家庭支援の双方を必要としている家庭が増えている。そのため学校と保護者の間に入っていく支援も必要だと思っている。

オ引継ぎの提案

・地域療育センターの役割として、地域に根差した、地域に開かれたセンターである必要がある。学校もセンターも地域に根差した存在であり、お互いが行っていることを相互に理解し合う必要があると思われる。相互理解が進めば学校の情報をセンター職員が知っていることで保護者に伝えられ安心感につながり、学校への進学を見据えた支援ができる。また、療育現場を実際に見てもらい、専門性を伝える場が必要になると思われる。そのために引継ぎの周知方法として保護者から学校への伝達だけではなく、センターから学校へ直接アピールすることが必要である。

また、保護者もサポートブックなど活用し自身から学校側に伝えることも必要と考える。

まとめ

「支援とは相手を見ながら行うことが基本」

例えば、赤ちゃんにバトンを渡すときはこちら側から渡しに行く、または手元にしゃがんで渡すなど相手に合わせる工夫をする。赤ちゃんからバトンをもらう時も同じでこちら側から受け取りに行く工夫などをする。

支援に関しても同様であり、次のステージを楽しく歩むために、引継ぎは重要であり、組織と組織の引継ぎ（繋がり）ではあるが、それは「人と人とのつながり」ということになるため、赤ちゃんにバトンを渡すとの同様、お互いが近づく努力や工夫が必要である。

質問意見

Q 単独通園以外の並行通園の子どもは保育園や幼稚園を含め 3 者で行っているのか？

関東学院大学　太田先生

A　療育センターとしてはまだ整理されていない部分で、できていない現状である

ただし、単独通園の子どもと並行通園している子どもが同じ学校に進学する場合があり学校側の要請があれば引継ぎを行っているが細かく引継ぎは出来てはいないと思っている

Q 単独通園と並行通園されているこどものケースワークをしていくべきか

家庭の事情などあると思うが、単独通園のほうが並行通園より療育の効果が大きくあるのではと感じている。また、保育所等訪問事業と児童発達支援センターと療育との関係についてその点についてはどのように考えているか？

弘済学園　高橋施設長

A 並行通園の子どもの母集団は幼稚園・保育園であると思われるため、幼稚園・保育園からの引継ぎが行われていると思っている。

保育所等訪問について川崎西部療育センターではまだ出来ていないが、相談部門では訪問している。ただ、療育センターとしても細かな手法などは療育センターの職員が保育園や幼稚園に直接話をしていくことが今後の課題であろう。療育センター職員が直接保育園・幼稚園の職員にノウハウを伝えていくことは今後の大きな役割であると考えている

（療育センター園長より）

川崎・横浜は巡回相談というのが定着している。主にソーシャルワーカーが随時巡回している形式が定着している。定期的な巡回する仕組みが出来上がっており療育センターの仕組みの中ではそのような事がしっくりしていたが、ノウハウを生かすために療育センターの仕組みを少しずつ変えていく取り組みを行っている状況である。

助言者より

市町村によって違いがあると思われるが、「学校・教育」というとハードルが高いと感じてしまう部分がある。私自身も（向山氏）学校側とのコミュニケーションを積極的に行うことで少しずつ変化を感じている。学校と療育、学校と福祉と考えると難しいが、人と人とのつながりと考えるとハードルは下がっていく。

社会の中で障害を取り巻く環境は、法整備などをきっかけに向かう方向性が見えてきたのではないかと感じている。今までは教育も福祉は向かう方向性が定まっておらず、そこで非常に歯がゆい思いをしてきたと感じている。学校側との話の中でも、地域の中で一人の子どもとして生きていく、そういう地域にしていきたいとの思いは一致していた。

今回は学校への移行支援の中の引継ぎの大切さが発表されたが、どのような場面であっても一緒である。学校がゴールではなくその先の将来が目標である。いつも子ども中心にしっかりとした引継ぎを行い継続した支援が続けばよいと思われる。

発表２「職員から見た虐待児と向き合う過程と本人の変化」

【発表者】

平澤　雄大氏（神奈川県立総合リハビリテーション事業団・七沢学園）

【内容】

１．七沢学園の概要説明

２．事例対象者紹介

Ａさん　中学３年男児（15 歳）　療育手帳 B1（IQ４３）　中度知的障害

定時薬（コンサータ・抑肝散）　頓服薬（ニューレプチル）ADL ほぼ自立

家庭環境　父子家庭・月 2 回外出交流あり

３．事例紹介

□本児の特性として

こだわりが強い・衝動性のコントロールが低い・イレギュラーな場面転換が苦手

抽象的理解が苦手・自己肯定感が低い

□ストレングスとして

素直・スポーツが得意・整理整頓ができる・まじめ・きれい好き・他者との関わりができる・一人遊びができる

小学２年時に身体的虐待とネグレクトにより措置入所となる。母も軽度の知的障害があり母親より虐待を受けていた。両親が離婚し親権者は父となるが仕事の関係で七沢学園に入所となった。入所当初は緊張が強く首を振る、うなずく程度で発語はほとんどなかった。簡単な言葉は理解できていたが意思表現はなかった。

徐々にトラブルが増えてきて、遊んでいるうちにエスカレートし叩く行為や、寝ている他児の部屋に行き頭を蹴る行為もあった。物の収集癖もあり他児の部屋から盗物した物に名前を書いてしまう、拾ってきた物で部屋が溢れてしまう事が見られた。またいたずらで掃除機のコンセントに金具を入れショートさせる行為があった。思い通りにならないと他害・自傷・物損行為がみられるようになった。その都度対応を考えて関わっていた。勝負ごとからトラブルに発展することなども見られた。

小学５年時に特定の職員に対する粗暴行為から大怪我をさせ、中学生の寮に移行した。新しい寮に慣れるまでは緊張している様子であった。学校では寮とは違い粗暴行為が目立ち、寮でも慣れてくると粗暴行為が見られるようになった。中学生になると力も強くなり暴れてしまうと職員３・４名で対応しないといけいない状態となった。

＜本人と向き合うきっかけ＞

昨年の 6 月に一時保護の児童を受け入れた事でユニット内の緊張が高まった。それを境に毎日イライラすることが多くなる事も見られた。例えば以前のトラブルを思い出し無抵抗な児童に他害する、呼び捨てにされたことを理由に首を絞める行為

が見られた。自分の行為を正当化することも見られた。この 6 月の騒動後、なぜ自分は警察に捕まらないのかとの発言も聞かれた。自分のした事との整合性が取れず混乱している様子がうかがえた。職員は守ってくれない、暴れればいい、死んでやるなど自暴自棄な発言もあり、自分が直接関わっていなくても周囲の様子を見て不快感を示すこともあり、こうあるべきと思い込むと修正が効かないところがあった。夏休みのピーク時には対応に多数の職員の応援が必要となった。病院への入院や児相の保護なども検討した。怒りの原因もその時々で変わり長い時では 2，3 時間続くこともあった。自分の気持ちを言語化するのが難しく、思い通りにならないと他害や飛び出しが見られた。職員側もそれまでは、本人の能力的に善悪の判断の曖昧さから要求を通そうとする、悪ふざけの延長から暴れているだけだと考え注意だけで済ましていたが、これを機に本人と真剣に向き合うことにした。

その中で過去の虐待の記憶がフラッシュバックし、その怒りを圧縮してきた気持ちが爆発の原因であることが分かった。知的にその時の状況を自分で解決するのは困難であった。本人の関係者として、児相・精神科病院・学校・心理・保護者が関わり本人の中で過去と現在を少しずつ整理することを行い出来てきた。

支援の方法と対策を 3 つに分けて考えていった。1 つ目は爆発的な暴力行為は暴れてしまったことに対して本人に理由を聞いてもはっきり話せず、結局原因がわからず注意で終わっていた。しかし早い段階で振り返りを行い、なぜしてしまったのか、自分の気持ちを整理する機会を作った。指導的ではなく解決策を共に考え成功した時は褒め、失敗しても次の方法を考えるようにした。職員側も怒らせないような構えた対応ではなく、余裕をもって A さんという存在を理解し受け入れる意識を持った。結果、本人の安心材料となった。

2 つ目は自分の気持ちがわからない、不安やイライラに対しては職員から本人と話す時間をとるようにし、自分の気持ちを作る、知る機会を作った。するとそれまで言えなかった親への不満や閉ざしていた関係を吐き出す事が出来るようになった。入浴の時間に過去の虐待記憶がフラッシュバックすることもあり、職員が聞き取ることもした。また状態像を整理し対応を統一化することで徐々に見通しが見えてきた。

3 つ目は言葉で伝えることが苦手、話せないことで消極的で自分から関わることが出来なかった。それに対して日々の振り返りをトークン的にチェック表で行うことで、その日の行動を整理し、職員とのコミュニケーションの場を作った。心理士に週一回の面接を依頼し、面接とプリントを中心に自分の気持ちを知る機会を作った。また医療との連携では精神科に受診し、思春期の児童に対する支援の方法と対策を学んだ。また ADHD より ASD に近い特性があると判断され薬の調整も図った。

振り返り票はトークン式のポイント制で行い日課の中の課題として挙がっていたものを含め確認をした。例えば、「みんなと学校に行きました」「宿題をやりました」

「当番をやりました」などである。開始当初は30分くらい時間を要していたが、慣れてくると 5 分くらいで記入は終え、自分で振り返りもしていることもあった。成長に伴い課題内容を変更した。繰り返し行う中で相談したり、発信したりする力がついてきた。心理士の振り返り表ではその時にあったことを具体的に思い出し、振り返りを実施、暴れないようにできた時には成功体験、解決策を共に考え確認をした。「気分はどうだったか」「いつ、どこで、誰と何があったか」「きっかけは」の項目をから重要となる最終の脱出方法へ導いた。脱出方法を具体的に分かるように本人に提示し本人と確認した。脱出方法の項目は「しょうがない」「話をする」「深呼吸する」「部屋に行く」「アロマをかぐ」「音楽を聴く」「ハンドスピナー」などで本人との話の中で適宜変更を行っていった。〇の行動・×の行動も記入し×の行動があれば職員が注意することや、学校にも行けなくなることなどを伝えた。職員としては応援していることを伝え続けた。

夏休みが過ぎ 10 月頃にはパニック行動は見られないようになったが、自分の要求を通すため力を鼓舞する様子や責任転嫁すること、わざと大人を怒らせるような行為は見られた。警察に捕まっても仕方がないとの発言も聞かれるようになり、同じユニットの児童からは距離を取られ、職員の独占や暴れることで不満を表していた。職員側もこの支援が正しいのか、いつまで続くのかなどの答えが見えない不安があった。しかし本人に目を向けた支援を続けた結果、少しずつ本人の変化が見られるようになってきた。

本人の変化として、1 つ目として「気持ちを言葉で伝えられるようになった」時間は掛かるものの職員は聞く姿勢を持ち、発語を整理し本人に伝えるようにした結果、会話能力の向上と自分の気持ちを伝えることで、ストレス発散や相談が出来るようになった。2 つ目は「精神的成長」赤ちゃん返りのように甘えるようなことが増えたが、それを含め、話を聞き、以前できていた就寝準備や洗濯なども本人の依頼には答える支援をした。依存傾向にも見られたが、発達段階として寄り添う支援を続けたところ精神的にも安定してきた。他者への優しさなども芽生えてきた。3 つ目として「自身や自立心が身についてきた」成功体験や失敗しても反省点から次のステップを目標に意識することが出来るようになった。職員との関係性も築くことができ、特定の職員に固執することなく、人との距離感やバランスが取れるようになってきた。また依頼も出来るようになり、少しずつ自分の事は自分でやり始めている。勝負事に拘り負けると不穏になっていたが、勝ち負け以外にも楽しめるようになってきた。

＜その結果＞

「達成感･満足感･賞賛を受けることを受け､周囲が認めてくれるようになってきた」

「将来像・理想像を持つ事が出来、頑張ればできると思えるようになってきた」

「客観的に見る事が出来きるようになり、善悪の判断・優しさ・思いやりの心が芽生

えてきた」
「経験の中で学習し、成功体験を積めるようになってきた」
「不安・葛藤に対して挑戦の中で行動力も身についてきている」
自己解決能力の向上へとつながり現在は相談やクールダウンや落ち着ける方法を考え実践している最中である。

＜医師からの見立て＞
「どれだけ泥試合ができるか、きれいな支援はない」
　愛着形成に課題があり家族構成も壊れてしまっている家庭で育ち、本人も知的に理解が難しく、壊す、暴れるなどの行動で怒りや不満をあらわしてきた。しかし徐々に自身に抑制・耐性ができるようになり、その原因としては現実を受け入れ、超えられない壁に対して諦めてきた。実際、理想と現実を受け入れないといけない時期がありA さんは発達段階で育っていない部分は暴力という形で表れていたが、暴れても変えられないという現実を受け入れてきた。それは投薬療法では変えられるようなものではなく日々の生活支援の中で泥臭く向き合い、繰り返し無理なことにも付き合ってきた結果である。どこまで付き合っていけるかが重要である。本人を加害者にさせないように危険な行為があった時は止めることも必要である。
　そのような見立ての元でも支援した結果、拘りが強く不穏な時は落ち着けるように切り替えるまでは苦労するが、話題を変えながら、遊びや冗談を含めながら対応することでクールダウンンのきっかけになっていた。
　彼の良かった点としては MR な分、病態水準、人格水準にみると人のせいにする、赤ん坊が要求を無理にでも通そうとする低い境界圏でおさまっていた点である。さらに下の段階に行くと、幻覚・幻聴なども目立つようになるが、そこまでには至らなかった。ASD 傾向の面もあり難しいケースではあったがよく成長したとの意見を頂いた。ピーク時には薬や通院の拒否も見られたが、最近は拒否も少なくなってきた。

＜心理からの見立て＞
　本人の認知特性として、ワーキングメモリの低下、数の概念など抽象的な理解ややり取りは苦手である。したがって曖昧な指示は本人を混乱させてしまう結果となる。またその他の特性として、言葉の苦手さ、見通しの立たない不安が高いなどが予想される。支援のポイントとしては、言葉のやりとりの際には待つこと、指示を出す際には短く分かり易く、事前に伝えるなど見通しを持たせることが本人の安心につながると評価を受けている。
　評価として、検査結果が 1 年半前と比べ身辺面が 6 歳 10 か月から 12 歳に。対人関係では 5 歳 1 か月から 8 歳か月へと向上が見られた。能力的には変わらないが高校に向けての要求水準の変化に対応していこうという意識、環境の変化へ対応しようと

いく意識、自分はこれはできるといった思いが高まることが成長につながる。
言語理解の能力が向上し言語化が出来るようになったことで自分の行動を振り返ることが出来、本来持っていた力を適切な行動へと示せるようになってきた。不適応行動に対しては大きくは変わらないが、拘りからの意図的にものを壊すことが減っている。人よりも物へ執着する、音や物、状況を過度に怖がることも減少した。しかし上がり下がりもあり一過性のものではなく ASD 傾向がその時々に表れていると考えられる。新たに言語化出来たことで判明したこととして何年経っても情報を最後まで覚えている事がわかるようになりそれが暴れる原因となっていることが分かった。また体の痛みの訴え学校を休むなど自身の状態を報告することが適度にできるようになった。

＜まとめとして：今後の支援＞

途中経過として本人の安心と安全、不快な気持ちを整理していく事、1つ1つスモールステップを踏みながら問題を解決することで徐々に落ち着いてきた。悪いことをした時だけ関わるのではなく普段の関わりから信頼関係を築くことが重要であると感じた。現在は高等部進学に向けて自分でできることは自分で行い、不安がある中で嫌なことへも挑戦できるようになってきた。まだまだ波があり、成長段階で壁にぶつかることがあると思われるが、その都度本人と一緒に考え寄り添う支援を目標に我々職員も共に学び成長していきたいと思う。

助言者より

障害児入所施設ではこの年齢での同じようなケースの悩みがあると思われる中で多数の参考になる話が発表の中であったのかと感じた。数年前には強度行動障害の行動障害の事例発表が多かったが、現在は発達といった軽度の児童の支援が最大の課題となっていると思われる。その中で具体的に振り返り表や心理の面接表などが提示され、明日にでもほかの施設が使いたい手法があったと思った。本人の状態に対してこのような対応策が考えられ行われた点については組織としてしっかりと機能されていると感じた。A さんがこれまで受けた支援の体験はしっかりと経験として残り、きっと他児に対して思いやるような声が掛けられるように残っていくと思われる。

発表３「本人の特性能力に見合った育てなおしの取り組み」
～障害児施設における非行児童の成長の記録～

【発表者】

上田　菜摘　氏（社会福祉法人清和会・三浦しらとり園）

佐藤　直子　氏（社会福祉法人清和会・三浦しらとり園）

【内容】

１．三浦しらとり園の概要説明

２．事例対象者紹介

A さん 18 歳　軽度知的障害・IQ65

家族構成:：母・妹・祖父母

３．事例紹介

出産直前まで妊娠に気づかず母子手帳も見当たらず。経済的な理由から保育園利用もなく家庭での適切な養育は受けてこなかったと思われる。小学低学年から授業についていけず、友達も出来ず、いじめも受けていた。遊び先から物や財布をとるなどの問題行動があり、家庭では母親から暴力を受け、祖父が警察に通報し警察から児相への通告が複数回あった。中学で療育手帳取得。中 3 で支援級へ措置変更となる。

母に対しての暴力・多額の金銭持ち出しあり・インターネットで知り合った男性と性的関係など非行行為が繰り返され補導される。警察から家裁へ虞犯で送致され少年審判の結果、自立支援施設に入所となる。

通信制の高校の学習や課題やスポーツに取り組むがストレスからイライラし、暴言暴力、無断外出、自殺企図も見られた。他児童からの攻撃対象となり、結果不適応となり児相判断で知的障害児入所施設に措置変更となり、A さんが 16 歳の時に三浦しらとり園に措置入所となる。移行期児童の受け入れが初であった為、園内で支援チームを立ち上げた。

担当支援者・主任・心理・ケースワーカー・相談支援員を含めチームで多角的にアセスメントし、協働して支援に取り組んだ。児相・市などの関係機関とも連携し、支援した。チーム内では退所までの方向性として、成功体験も含め様々な経験を提供して行く、社会に出てからも必要なこと大切なことを学び、正しいことを身につけることとした。また移行については A さんの気持ちを受け止め意思決定支援に取り組んだ。

入所当初の課題が２つあった。1 つ目は日中の活動の場である。当園では養護学校籍のない児童の受け入れが初であった。養護学校籍については入学前年度に志願相談し、入試を受け通学が許可されるものであるが、A さんは中 3 生時に行っておらず籍がなかった。入所した時に志願相談が可能であったが、卒業するには措置延長が前提の入学となるため見送らざるを得なかった。各関係機関で話し合い、日中は

福祉サービスを利用していく方向性が出された。日中活動の場を探すため就労アセスメントするが、事業所を見学し利用に向けてすすめていく過程で就労移行支援事業所は利用できないことが判明した。措置中の障害福祉サービスは同時には使えないことが理由であった（ただし児童養護施設の児童は例外的に利用できるとの通知あり）。措置の理由は変わらない中で、障害児入所施設へ入所となった場合は福祉サービスが使えないとの事で矛盾と疑問が湧いた。関係機関との調整の中で地域活動支援センターの利用はできることが分かった。数か所実習し、現在通所している作業所の方から定員オーバーではあるが少しでも手伝いが出来ればと考えている。居場所が出来、信頼できる環境で過去にいろいろあったが A さんのこれからについて役立つ手伝いをしていきたいとの言葉を頂き、最初は週 3 日の通所であったが、現在では 4 日の利用となっている。

2 つ目の課題これまで見られてきた「盗み・家出・喫煙・暴力など」反社会的な行動に対する支援であった。しかし入所後はそれらを行える環境にはなかった為、ほぼ見られなかった。入所後の A さんは周囲に流されることが多く、その場の雰囲気で後先考えず行動することが見られた。外出時は気分が高揚し、エスカレーターで遊んだり花壇に入り込んだり、他人を指さしたり、外見をけなしたりと年齢に適さない発言や行動がみられた。また注目願望から虚言したりすることがあった。男女問わず距離感が図れず初めて会う方ともすぐに親しくし、ボディータッチなどしてしまい、相手が嫌がる関わりも行ってしまう傾向があった。反社会的行動の裏側には正しい行動や価値観を身に着けてこなかったことが大きく影響していると考えた。人との距離間では心理士が SST を実施、児相では性教育プログラムを実施した。交通機関や公共施設の利用マナーやルール、買い物の仕方や電話のかけ方、小遣いの使い方など社会に出た時に必要となるスキルなどは一緒にやる、見守る、モデルになる事とし、スモールステップで行っていった。他者との関わりはコミュニケーション方法を助言し、職員が間に入りながら互いに気持ちを伝えあう機会を設けた。更に気分が高くなった時に後先考えずに行動しない様に行事の前後には意図的に声を掛け、落ち着けるようにした。幼少期から時間をかけて身に着けていくべきルールやマナー、人との関係づくりを日々の生活の中で学んでいる。その中でどんな自分であると生きやすいかを体感し、気づき、価値基準を確立することが重要であると思われた。

A さん自身の悩みは障害受容であった。中学生の時に療育手帳を取得した。そのころは非行行為が悪化していた時期で自分自身の事として受け入れられなかった。路線バスに乗った時、療育手帳の割引に際し一瞬しか見せなかった。その理由は療育手帳を持っていると思われたくない、障害があると思われるのは恥ずかしいと気持ちを打ち明けた。追い打ちをかけるように妹から障害があるからうちに帰ってくるなという言葉が本人を苦しませた。自分の障害はなんなのか、障害があるって嫌だ

と涙することもあった。履歴書の書き方を教える時に中卒である事、障害があること、悪いことをして施設に入ったことを言わなければならないのか等、障害がある事について過去と現在含め悩み葛藤することが見られ始めた。障害や学歴に関しての話は思いを傾聴し受容した。障害があって生まれたことは自分の責任ではないこと。他人と比べる必要はなく、ありのままでよいことを伝え、過去の過ちについては隠す必要はなくしっかり反省し、その出来事も話せるようになることが大切であると伝えた。

また、自分の苦手なことを隠すのではなく手助けしてほしいと言えることが重要であり、その方が生活しやすいという事を認識できるまで伝えていった。家族の話になると母へは恩返ししたいと話したりする温かさがみられることがあったが、家族へも強い思いを抱えているが、その強い思いをプレゼントといった目に見える物でしか表せない。物以外でも気持ちを伝える方法はたくさんあると伝えるも、家族に対しては何かをあげたいとの思いが強いようであった。母に対しては自分を認めてほしい、もっと見てほしいと話すこともあり、退所後は家族と一緒に暮らすことが希望であった。A さんから希望を母に伝えるも母からの答えは「今は困る」であった。その後、気持ちをノートにまとめ今まで悪いことをしたのは甘えたい気持ちがあったから、悪いことをしたのは自分が悪いが、妹ばかりを甘えさせている母を見て家族からのけ者にされている感じがしていた、退所後は家に帰っておいでと言ってほしかったと母に伝えた。自分の気持ちを打ち明けたのはこの時が初めてであった。

親子関係については児相の親子支援チームが支援した。定期的に話し合い、これまでの自分、今の自分、こうなればいいな、の自分を気持ちの整理を行った。現在は月一回の交流を含めグループホーム入所にむけて取り組んでいる。入所当初は家族の良い部分や A さんの理想が現実の家族であると語られてきたが、少しずつ家族の状態を客観的に見る事が出来るようになってきた。このように A さんの支援に取り組んできたが、児童課の支援は安心安全な生活の確保・社会生活スキルの獲得・自己肯定感の向上といった流れになっている。家族との交流は児相と連絡を連携し、最終的には自分の希望した生活につながるように行っている。このような流れは職員との信頼関係のもとで進められることが大切であると考えられた。

入所したての頃には奇抜な髪形をしたいと話すことがあったが、就労アセスや実習を控えていたため社会人のマナーを優先しやめておく約束をした。約３か月後、髪形に違和感があり、問いかけたところ自分のハサミで切ったとの事であった。その時は信頼を取り戻そうとする姿があったが、そのあと同じ行為がみられ簡単に約束を破ることがあった。素直に非を認める時もあれば開き直ることや自分にとって不利益になることは嘘をつき隠そうとすることがあった。真剣に向き合う職員はやりきれない気持ちになることがあったが、それでも積み重ねが大切であると思いか

ら約束を破られることは悲しいことや信頼していることを伝え続けた。

ある日、信頼関係とは何なのか、信頼関係のある環境の中で生活していないからわからないと話があった。入所から一年以上が経過していた時点での事であり、これまで A さんが誰かを信頼したり、信頼されたりした経験がなかったと気づかされ反省をした。

信頼とはなにかを理解し直した。基本的信頼感とは自分が他人から愛され大切にされている、困った時には自分の味方になって助けてくれるという感覚の事であり、生後 2 歳から 3 歳までに獲得されるとされている。乳幼児期に子どもは養育者に要求にこたえてもらうことで養育者を基本的に信頼し、そして自分が養育者以外の他者を信頼できるようになるとの事であった。乳幼児期の養育者との愛着関係がその後の他者との信頼関係につながることを痛感した。そのように認識してから A さんに信頼関係を求める前に、A さんが基本的信頼感を獲得できるような関わりをすることが必要であると認識を改めた。18 歳の A さんに対して乳幼児期のような対応とはいかないが、代替えとなる経験はできる。A さんが体験することで基本的信頼感を獲得し、今後のよりよい他者との関係づくりの事案につながればと思っている。

終わりに、三浦しらとり園に入所している児童の多くは被虐待児であり愛着の問題を抱えている。安定しない生活の中では他者を信頼し行動することは難しく、自分自身でさえも信頼することが出来ずにいるのだと思われる。受け入れられる、認められる経験を通して自信をつけた児童は目標や希望をもった前向きな生活ができる。A さんの入所を通し、自分が成長していく過程に必要なものは何かを見直すきっかけを与えてもらえた。「育て直し」とうたったが、A さんからたくさんのことを学び経験することが出来た「育て合い」であった。次のステップに向け退所の日まで向き合って行きたいと考えている。

助言者より

虞犯・触法ケースのこども達の中には知的に遅れがあるケースがある程度いると言われている。その子たちをどこで支援していくのかは児相が方針を立てるが、今回のケースは児相の判断ではなく、家庭裁判所の審判によって自立支援施設に入所したが本人には合わず、不適応であり失敗であった。そして措置変更で障害児入所施設に入所したケースである。今回のケース位のレベルの子どもをどこで受け入れていくのが正しいのかは今後の課題であると感じている。

その中でいくつかのヒントとしては、高等部年齢で入所してきた児童が高等部に入れない、障害福祉サービスとの併用も出来ない。できないから地域活動支援センターであれば、市単・県単事業（総合支援法外）でやっているので併用できることとなるが市や県の判断となる。高等部年齢で学校にいけないような子ども、不登校になってしまっている子どもの活動場所が今回のケースを参考に探せるかとも思わ

れる。

別のケースではあるが医療少年院からのケースでは措置延長を前提に相談が来ることなどあり、判断が難しいと感じるケースもありどう判断するか課題である。

今回のケースでは職員側が悩みに悩んで支援してきたことが分かった。被虐児のケース、社会的養護の子が増える中では根本的な難しさとして幼児期の育ちの問題を抱えている。発達診療学的にはやり直すしかないと言われるが、誰が、いつ、どのようにやり直すのかといった問題がある。幼児期に親との信頼関係を築けなかった子どもが施設入所した時に我々職員が親の代行ができるのか、その期間は１年・2年で済むのかなど、根本的に抱えている愛着の部分を受け入れながらも、社会的なルールや年齢に見合った支援が求められる部分もある。支援する中では本人のわがままや受け入れがたい部分も受け入れなくてはならないなど、職員は様々な葛藤が生まれると思われる。育て直しではなく育て合いといういい言葉でまとめてもらい大変良い事例であったと考える。

発表４「福祉型障害児入所施設の入所児童の地域移行のプロセス」
～チーム・エンパワーメントの活性化における家族との関係性構築の重要性～

【発表者】

二宮　知康　氏（神奈川県立子ども自立生活支援センター）

【内容】

４．神奈川県立子ども自立生活支援センターの概要説明

５．事例対象者紹介

Ａさん　男性　特別支援学校高等部３年　療育手帳Ａ１　身体障害者手帳　２級（体幹機能障害）

家族構成:両親・兄

６．事例紹介

家族との関係性を中心に、チームとしての取り組みをテーマにして 3 年間取り組み、県外施設に移行したケースである。

県外施設に移行となった理由は父がＥ県に単身赴任をし、兄がＦ県の大学に進学した。母は兄が心配でＦ県で同居するようになった。Ａさんが 18 歳に近づいた為今後の将来を考えた時できるだけ自分たちの近くで生活させたいとの思いが聞かれた。父親のいるＥ県はＦ県の隣の為今後の家族生活はＥまたはＦ県となるであろうと思われた。

Ａ さんは言葉で意思を伝えるのが苦手な子どもであるが、帰宅時などは表情もよいため本人の意思を考えると、家族の近くに住み定期的な交流がある事が望ましいと思われた。障害特性と臨床像は自傷がポイントで頬叩きや膝で顔を打ちつけたりすることがある。パニックになると他害行為もあり母親も大怪我した時もあった。体幹機能障害で歩くのが不安定で、手引きが必要であったり時には車いすを使用している。

地域移行への経過については大きく分けて３つに分かれる。

① 担当する前の７年間と

② 担当した前半

③ 担当した後半で分けられる。

① は職員と家族との関係性構築が困難な時期であった。関係性がうまく結べなかった理由は、家族としては施設に対する不安感、短期利用をしていた時期におきた不適切な支援（あざが出来てしまった）、本当は家族で育てたかった思い。そのような環境であれば施設に預けることを選択しないはずであるが、施設に預けなくてはならないくらいＡさんの支援は家では大変であった。その状況から施設と家族との信頼関係の構築は難しい所からスタートした。家族との連絡が職員のシフトの関係で不定期であったり、異動に伴い継続が難しい状態があった。そのような状態が７年間続いていた（それまでは毎年

担当が代わった)。

② 担当になり高等部年齢であった為、進路を考えなくてはいけない時期になっていた。家族との信頼関係の構築は必要と考え、その中で 4 つの取り組みを実施した。1 つ目として「情報共有」を行い、週 1 回近況報告をした。これまで不定期であった連絡を定期的に行い A さんの生活状況を細目に伝えることとした。2 つ目は「対話」として、外泊や面会時の対応を極力担当者にした。対応者をなるべく一本化することで家族の安心が得られた。3 つ目は「施設の信頼度」として他職員との情報共有をした。担当者不在であってもしっかりと対応できるようにした。4 つ目として「対応の一本化」を行い家族の安心感を得るようにした。

③ 担当して 2 年目では担当職員のエンパワメントが活性化される時期である（担当職員のモチベーションが上がる時期)。1 年が過ぎ関係性が構築されてくることで職員のやる気がさらに出てきて、本人に対する支援もさらにしっかりやっていきたいという思いが芽生えてきた。それは家族に対しても一緒であった。転移・逆転移の感情には注意が必要であった。それは担当として家族とのやりとりを密にし過ぎる事や、A さんと家族の気持ちを強く出してしまう事であった。結果、全体を見られなくなり視点が狭くなってしまうこととなってしまった。紆余曲折を経てスムーズではなかったが徐々に家族と向き合うことが出来てきた。

モチベーションが上がり、リーダーシップの発揮として高校 2 年から 3 年生になるときには関係機関との連携が重要であると考えた。担当者から関係機関に連絡を取り、関係機関が動かないと家族が頑張ってもなにも進まないと訴えた。

そして関係機関との連携強化への取り組みを行い、本人支援・家族ニーズなどカンファレンスを実施し「本人支援の質の向上に向けた取り組み」を行った。そのような事を行った結果、関係機関のチーム・エンパワーメントが活性化されるようになった。皆でチームの認識を持ち、各々の立場で出来る事を進めていった。そして、チームは県外成人施設に移行していこうという目標を持った。目標がなくばらばらであった関係機関がしっかりとチームとしてまとまった。関係機関との連携には「誠意」見せることが重要である。わかっていた当たり前の感覚はタブーであった。

チームアプローチとして 3 つの取り組みを行った。

① 「家族による定期的な短期入所利用の実施」家族が往復 10 時間かかるところの送迎を担った。車移動中は自傷行為などあったが、この家族実施があったからこそ進めていかれたと思っている。

② 「校外実習先として県外施設を認定してもらった」このことによって正式

な関係機関として入所希望施設に話を持って行けたり評価出来たりすることが出来た。

③ 担当としておこなったことは、実際に短期入所している時期に施設に伺い職員の方に本人の支援について伝えた。そのことで受け入れ側の困り感など軽減できたと考える。

考察として

家族との関係性の構築の重要さは、子どもの生活を次につなげるためには何が必要かを考える事と思われる。「入所施設（担当職員）における代理家族の役割」として、代理的家族の役割では親がしてあげたかったことが 70、やれなかったことが 30 ならば、その 30 を代わりにやってあげることが重要と思っている。そのことで不安感などが汲み取れる。そうしないとリーダーシップの発揮にはつながらなかったと思っている。入所施設の今後の役割として、今回の事例を通して再考する機会となった。生活支援だけではなく、家族の役割の一部を担ってもいいのではないかと考えた。これまで職員は子どもとの関係性が第１であった。もちろんそれは大事であるが、それを担いたくても担えない家族の思いを考えていく事が大事であると考えた。そして職員が地域移行支援でリーダーシップをとってもいいのではないかと考えた。ケースワークは児相などが担う事が多く、施設職員は生活支援のみとなりがちであるが、本人の意思を代弁する役割も担うことも大切であると考えた。

家族の力を実感できた 3 年間、子どもの成長する力を実感できた 3 年間、チームの力を発揮できた 3 年間、担当してよかったと心から思えた 3 年間、それには職場環境や関係機関・家族の協力があったからこそできた支援であった。

助言者より

苦手な親、難しいやり取りをしないといけないケースはどこの施設でもある。我々の仕事の源は「この子どもをどうにかしてあげたい」という思いである。その感情なくして仕事はできず、色々と言ってくる親も本当にその子どものことを思っている証拠であると考えるべきである。その思いが通じ合うといい関係ができると考える。

通常は地元の施設にあきがないから県外施設を探すが、今回は親が現在住んでいる県外施設に移行した。今回の過程では大変な労力が必要であったが、親との関係性が出来ていたからこそ、往復 10 時間も掛かる短期利用時の送迎などで親を動かせたと思われる。これは信頼の成果であると思われ、関係性の構築の重要性が良くわかる事例であったと思われる。

文責:　山田努（相模福祉村　相模はやぶさ学園）

第２分科会『地域社会で入所施設の果たす役割や機能を考える』報告

担当部会　障害者支援施設部会

座長　中島　達也氏　（授産学園つばき寮）

司会　原田　淳氏　　（はなみずき）

助言　赤司　伸吾氏　（七沢学園）

受付　谷澤　藤男氏　（虹の家）

発表１「入所施設における高齢障がい者の支援」
～うつ状態から回復したＫさんの支援について～
【発表者】社会福祉法人紅梅会　紅梅学園、古俣和季氏
　　菅野ゆずか氏
【内容】
　昭和 13 年生まれで 80 歳を迎える紅梅学園女性利用者の 74 歳から現在に至るまでの支援経過の報告を行った。K さんは 35 歳時に紅梅学園に入所した。当時から作業性は高く学園では機織りが得意で、気分やで頑固な面もあるが面倒見もよく支援員との関係性も概ね良好であった。70 代になっても日常生活では特に問題もなく過ごしてきたが、74 歳に居室で転倒し左上腕骨骨折、その後、機織り機から転倒、居室での転倒、さらに翌年にも、大食堂での転倒があり歩行能力の低下が顕著になってきた。また、毎年通っていた墓参りの階段を上がれず機能の衰えを実感する体験が増し、同時に長年一緒に暮らしてきた利用者の入院や死亡に直面するなど、精神的にも追い詰められていったようである。
　その後も転倒が続き「自分も死にたい」という言葉が聴かれるようになり食事拒否や服薬拒否などが続いた。老人性うつ症状が見られるとのことから服薬も開始した。食欲不振が続き本人が大好きな寿司を提供する試みを実施し効果を得ていたが、76 歳時にベッドから転落し腰椎圧迫骨折の疑いで入院には至らなかったものの極度の食欲不振となり毎日通院をして点滴を受ける状態へと悪化した。施設としては脱水の症状もみられ入院に至った時点で支援の限界を感じ、後見人と今後の対応について話しあいを行い、9 月初旬に介護療養型医療施設への入所申し込みを判断した。しかし、ここから本人に大きな変化がみられたと言う。K さんが支援員に「私のことみてよ、私、歳をとっているんだから」と甘える表情が増えるとともに学園で特別に提供していた本人の好物の冷凍食品や食べ易さに配慮したワンプレートでの食事提供をしたところ食事に手をつけるようになった。そのような状況が約１ヶ

月続き、再度後見人が本人と面接を実施したところ、学園での生活を継続する提案があり、療養型医療施設の申し込みを取り下げる判断に至った。

Kさんについては74歳での転倒をきっかけとして本人に寄り添う支援を行ってきた。学園で生活を続けてほしいという支援員の気持ちや、個別の配慮が本人に伝わり、最終的には本人が長年暮らしてきた学園で生活を続けたいという気持ちが健康的な生活を維持するモチベーションとなった実践例であった。現在は個別の訪問医療を導入しながら医療的ケアーを実施しているということであった。

発表２「嚥下機能が低下した方への支援について」
～嚥下予防に係る鶴巻温泉病院との連携について～
【発表者】
社会福祉法人浄泉会やまばと学園、峰尾俊氏、渡邉大志氏
【内容】

やまばと学園が、嚥下機能が低下した利用者に対して近隣にある鶴巻温泉病院と連携をおこない、嚥下障害予防のコンサルテーションを受け効果をあげている実践報告をおこなった。やまばと学園は定員60名で、平均年齢44.7歳、45歳以上の利用者は32名利用している。今までは、厚木市にある摂食嚥下療法科に通院をしていたが、通院に負担がかかっていた。他の利用者も受診をしたほうがよいと思われる利用者もいたため、園内検査及び専門指導が受けられる病院を探していたところ市内にある鶴巻温泉病院と検討する機会を得た。施設側の希望、医療サイドでの対応の可能性を協議して、医師の訪問診療、管理栄養士の訪問栄養指導は医療保険請求、認定看護師の訪問相談は委託の契約書を取り交わした。具体的には、医師、認定看護師は栄養士と同行でそれぞれ月1回訪問し3名から4名を受診、相談指導助言する（管理栄養士は月2回訪問）という内容となった。

実施上のメリットは大きい。今まで根拠に乏しい判断で対応していた食事形態などが、医師に診断して頂き、認定看護師や管理栄養士に指導や助言を受けることにより食事形態や食事姿勢等支援法を受けることができ、医学的判断により安心して支援できるようになった。今後の課題は、施設側として支援員、栄養士、調理師が医師等の指導に対してチームとして取り組む体制を充実させることである。やまばと学園はこれから高齢化を迎えることになるが、今後も医療機関との連携を充実させ嚥下機能低下の利用者支援あたっていきたいとのことで、他機関連携のとても良い実践を報告していただいた。

発表３「強度行動障害専用棟から一般寮へ」
～Ａさんへの支援経過～
【発表者】

神奈川県立中井やまゆり園、山中一郎氏

【内容】

中井やまゆり園に入所している強度行動障害をもつ A さんが、強度行動障害専用の泉寮から一般寮の空寮に移行するまでの支援経過の報告をおこなった。まず泉寮における A さんへの支援についての報告である。県事業として強度行動障害の程度を表す指標は１０点以上とされているが、入所当初の A さんは自傷行為、他害行為、破壊行為、威嚇行為など当初の強度行動障害実態調査表で２５点を示す激しい行動障害があった。特に他害行為対象は支援員で対応が非常に困難な利用者の一人であった。A さんへのアプローチは、見通しのつくスケジュールの提示、対人緊張の緩和、刺激の調整と環境整備を目標に、カードシステムの活用や動線の整理など統一した支援の提供、個室の準備など、本人が安心して暮らせる場と本人との信頼感のある支援体制を構築して対応を継続した。入所後６年経過するなか、実態調査表で７点と行動障害は軽減した。さらに１２年程度経過するうち、他害は見られなくなり泉寮から他の生活する場への移行を職員が考え始めるようになった。順当な移行となると難易度が徐々に軽減する、海寮もしくは山寮となるが、現在の A さんの全体像から評価すると他害はなく、他利用者からの刺激が少ない環境を優先させると、行動障害の激しい方はいない、平均年齢５８歳で６名が車椅子を利用している高齢、介護の利用者の空寮となった。ここからは次のテーマとなる行動障害者の新たなる環境への移行となる。同じ中井やまゆり園の中での移行であるが、慎重な準備が必要であったようだ。約半年かけて体験利用を実施した。目的は、職員の相互理解、クッション材にかえる等居住の改修、空寮における支援マニュアル作成であった。そしていよいよ移寮を実施した。想像はしていたが数日後にはほぼ全員の支援者に拳を上げ向かっていくなど不適応行動が生じたため、泉寮職員が全面的に支援に協力体制を整えバトンタッチをする期間を設定した。３ヶ月かかったが A さんは笑顔が戻り落ち着き泉寮の応援を必要とすることなく空寮で生活するようになり支援者の対応スキルも向上したようだ。今回は本人の不安を軽減させるための協力体制を整えることで空寮への移行が上手に行えたものの、今後の課題として、行動障害をもつ利用者の地域移行をどのように進めていくのかを共に考えるよい実践報告であった。

<u>発表４「在宅生活が困難となった自閉症の方への緊急的支援」</u>

～相談支援事業所の取り組みから～

【発表者】

社会福祉法人永耕会　相談支援センターういず

井上良美氏、穂坂有里氏

【内容】

相談支援事業所が家庭環境の変化により地域生活を維持することが難しくなった方を丁寧に障害者支援施設の入所につなげた実践報告をおこなった。

４４歳自閉症をもつ療育手帳 A2 知的障害の男性が今回の実践として紹介された。父親の逝去に伴い家庭における支援の中心となる方が変ったことで、今まで通所していた生活介護事業所での欠席が増え、家庭でも要介護の母親に手を出すなど不適応行動が目立つように大きな変化が生じた。また、成年後見人からも家庭での生活の限界についての話しがあり、関係者が一同に集まり支援者会議を実施した。その中で家庭状況から将来的には入所施設を検討する方向性を確認した。とは言うものの既に A 施設の短期入所を緊急時に活用した程度で、本人は短期入所であれば良いが長期入所は知らないから不安であるといった状況からのスタートとなった。今現在の家庭生活の安定を図るアプローチを行うこと、安易に施設に入所することは難しいが入所に向けた準備を同時並行しておこなうことにした。まず、生活介護事業所に毎日通うため居宅介護サービスを導入した。徐々に慣れ休まず通所できるようになった。入所に関しては A 施設以外の B 施設で短期入所の相談をおこなった。見学に行けなかったが職員が自宅訪問をしてまず１泊から実施した。さらに C、D、E 施設で見学、短期入所を実施した。

約半年を経過するなか、本人は食事が美味しかったことや施設の職員さんの話をするようになり入所への不安感は徐々に軽減している印象を感じさせたようだ。その後、E 施設から入所の話しがあり、本人や家族、関係機関との確認のもと施設の移行に繋がった。入所して現在約５ヶ月経過して面会に行くと、落ち着いて過ごしており、健康面や清潔面がとても良くなっていることを実感したとのことであった。

この実践例を通して、「短期入所を予定日以外にお願いしても受けて頂いた」、「施設が嫌な場所ではないと見学が出来ないとき自宅にまで来てくれた」、「見学時優しく声を掛けてくれた」、「粘り強く入浴に誘ってくれた」、「買い物に連れていってくれた」と相談支援員は入所機能をもつ A、B、C、D、E 施設の職員へ感謝の言葉を述べていた。地域が抱える課題に障害者支援施設としてどのように連携を持つべきか考えさせられる事例であった。

文責　赤司　伸吾（七沢学園）

第３分科会「重度障害者・高齢の障害者への日中活動支援の取り組み」報告

担当部会　日中活動支援部会

全体進行　森下　浩明氏　（みなと舎ゆう）

ファシリテーター　池田　宏子氏　　（グリーンハウス）
上條　健太郎氏　（恵和）
佐々木　画生氏　（りんごの森）
住舎　泰子氏　　（しらかし園）
出口　博樹氏　　（みどりの家）

発表１「重度・高齢化に備えた自閉症者の日中活動再編の取組み」

【発表者】
橘　昌邦氏・黒川　宗孝氏　（社会福祉法人　湘南の凪　えいむ）

【内容】
えいむでは、日中活動再編へ向けた課題として、目的が曖昧なままでの活動提供、利用者の高齢化や障害程度によるニーズの多様化、限られたスペースを効率且つ効果的な支援の提供、支援の方法や評価、計画の共有化と捉え、活動再編に向けて次のように取り組んだ。

既存の活動の精査として、提供している活動内容の活動整理シートの作成、高齢化、重度化に伴うアセスメント（高齢障害行動チェック、障害支援区分認定調査票）を行なった。その結果、現在の本人の状態を把握し、今後の支援の方向性を確認することが出来た。

重点支援領域の設定として、生涯発達支援の考えに基づいた４つの領域をもとに現行の各活動が整理され、支援の領域や活動の目的を明確化することに繋がった。

支援環境の整備のため、利用者毎に支援領域を設定することで、支援の目的が明確化された。

また、統一化された支援の提供として、個別支援計画に基づく手順書、介助マニュアルの作成、コミュニケーション支援（PECS）に取り組み、支援目標に対する評価の均一化や、職員が統一したサービス提供に繋がりつつある。

今後の展望として、高齢・重度化への対応、狭隘なスペースへの対応、幅広い障害程度に対する支援の提供の必要性があげられた。

また、えいむの利用者の半数は強度行動障害があり、スケジュールをきちんと立てていくことで自立してスケジュールを進めることができること、１人ひとりの障害の度合いをアセスメントして、職員間で共有ができることで、支援の効率化が図れることについてのお話もありました。

発表２「高齢の障害者への日中活動支援の取組み」

【発表者】

長島　恵氏・末森　生子氏（社会福祉法人なごみ福祉会　夢花工房）

【内容】

夢花工房では、利用者様の個性に合わせた４つのグループを編成している。その中の 1 つ、「デイリー」は 3 年前に発足したグループで、現在、男性 8 名、女性 4 名で年齢は 45 歳から 78 歳の方達が利用されている。「元気な方々とお仕事するのはそろそろしんどいな」や、「高齢者のデイサービスに行ってみたけどなかなか馴染めなかった。昔からの仲間と過ごしていきたいな」という利用者様の声を聞きスタート。障害特性に配慮しながら、体力・健康維持を心掛け、通院等に看護師が同行し丁寧なケアを行っている。今回は 1 名の利用者の事例をあげ、他事業所からの移行で月 1 回の利用から半年かけて徐々に慣れていき、本人が「もう少しデイリーに来てもいいよ」と話された経過を報告していただいた。そこで職員が学んだこととして、①ご本人の意思を尊重するのはとても大事。本人の本当の気持ちを引き出すには長い時間をかけて聞き取ることが必要。②高齢の方ほど、長年の習慣を変えるのが難しくなっている。③生活の場を移動するのは非常に本人にとって重大な事。丁寧なアセスメントが必要。④ご本人の希望に沿って沢山の選択肢を実際に提示し、最終的にご自身の意思で決めていただいた事で現在の安定した生活に繋がっているとのことである。

発表３　「ご家庭⇒入所施設⇒GH への地域移行」

【発表者】

井藤　綾平氏・鈴木壱京氏（社会福祉法人みのり会　セルプ宮前こばと）

今回の事例は自宅でご家族に他害行為があり、2 年間の訓練枠で入所施設を利用されたのち、グループホームの利用と通所の利用を再開された方について報告をいただいた。グループホームでの混乱など支援統一の難しさや支援中の葛藤があり、ケア会を実施し、ご本人へ様への対応が徐徐に統一したこと、職員、ご本人様共に慣れていったこと、医療機関との連携を取りながら落ち着いて過ごすことが出来るようになったことを失敗事例、成功事例をお話ししてくださいました。成功事例としては、日中活動の中での個別の散歩、くつろぎ座席の設置、荷物、館内移動の場所の制限、グループホームにて調理中の個別散歩を取り入れていること、また本人の日課の提示方法の工夫などを挙げられました。

発表４　「中高齢知的障害者への日中活動支援の取組み」

【発表者】

荒井　大介氏・丹波　翔太氏　（社会福祉法人聖音会　綾瀬ホーム）

【内容】

綾瀬ホームでは入所者の平均年齢が 53 歳で、50 代、60 代の利用者が多く、支援の課題として①正しい身体機能評価が出来ない、②身体障害に対する介護知識や補装具、福祉用具の理解不足、③医療連携の希薄さが挙げられていた。そこで平成 23 年より委員会を発足し、月 1 回のケア会議と理学療法士との連携を行ない、身体所見、補装具等の見直し、住環境（居室）の変更・見直しを行なってきた。その中で、適切な介護量の把握とリハビリの視点と予防の観点により、FIM（機能的自立度評価法）による運動項目の評価を実施した。平成 28 年には健康プログラムを立ち上げ、活動量を高めることで、転倒しない身体づくり（バランス感覚）、指先の巧緻性の維持、コミュニティー（気分転換の場）を期待し取り組んだ。健康プリグラムの目的が日常の身体活動量をあげるためのものであり、FIM と身体所見から課題が摘出された人へのリハでないことから、新たに平成 29 年からは個別のリハビリをスタートし、本当にリハビリが必要な人へのアプローチとして 8 名の利用者に対して実施している。また入所者を対象にウォーキングを取り入れた。これは FIM と体力測定の数値に分類し、歩行速度に合わせたグループ編成となっている。

発表５　「重度障害者・高齢の障害者への日中活動支援の取組み」

【発表者】

佐々木　紀彦氏・松島　豪志氏　（社会福祉法人湘南の凪　葉山はばたき）

【内容】

葉山はばたきでは、生涯発達支援の考え方に基づく 4 領域①作業、②学習・余暇、③生活、④コミュニケーションの支援を実施している。今回は高齢知的障害者の支援事例と高齢ダウン症者の支援事例をご報告いただいた。高齢知的障害者への支援事例では、作業活動中心から、学習活動（計算プリント、なぞり書きなど）、余暇活動（デッサン、織物、ビーズ通し等）、運動活動（荷物運び、ラジオ体操、階段昇降など）を取り入れ、利用者がやりがいを持って取り組めるもの、楽しんで、毎日継続できるもの、日常の生活場面の中で身体を動かせること等、効率的で効果のある活動へと変化している。高齢のダウン症者への支援事例としては、10 年間の身体機能、嚥下機能の事例では、介護保険のサービスも利用され、ケアマネ、高齢者のデイサービス、在宅訪問診療、共同生活援助、相談支援専門員、葉山はばたきの看護師の連携体制について説明をしてくださった。

≪全体の感想≫

これらの 5 事例の発表後に発表者にも入っていただき、6 グループに分かれグループワークを実施した。発表者への質問や各事業所の状況について話し合った。その中で、職員の認識の統一を図るための方法として、科学的根拠をもとにした情報共有の方法や、他機関や専門職との連携について意見交換をすることができました。

文責　住舎泰子　（しらかし園）

第４分科会「誰もが地域で働きつづけられる支援をめざして」報告

担当部会	生産活動就労支援部会	
座　　長	荒井　忠氏	（偕恵いわまワークス）
司　　会	勝亦　明氏	（セルプきたかせ）
助　　言	福岡　新司氏	（みんなの広場）
受　　付	西村　潤氏	（ダイヤ磯子）
記　　録（写真）	佐藤　歩美氏	（ワークショップ・フレンド）
記　　録（報告集）	矢嶋　正貴氏	（ワークショップ・フレンド）

①各発表者からの報告内容と助言者・座長からのコメント

発表１「清掃作業で工賃５万円を目指して」

【発表者】小谷　誠之氏（アシスト・ワーク神木）

清掃作業に特化した作業受託により高工賃を達成している取組みについて、具体的な事業所の考え方や作業支援の工夫等についての発表である。

小谷　誠之氏（アシスト・ワーク神木）

【内容】

１　事業所の紹介

2000 年４月から地域作業所としてスタートし、2006 年からはＮＰＯ法人が就労継続支援Ｂ型事業所を運営している。現在、利用者４５名（多くは知的障害の方、平均年齢２８歳位）、職員１２名で運営され、清掃作業に特化した活動をしている。清掃作業は、マンションやアパート等の集合住宅や高齢者施設等の福祉施設の日常清掃を請け負っている。ここでは「掃き、拭き、モップ掛け、トイレ・洗面台・風呂等の水回りの清掃、ゴミ回収、草取り等」の日常清掃を指す。

２　取り組みの特徴

１つ目の特徴としては、特化している清掃作業のマニュアル化を図っていることである。建物ごとにマニュアル化することで、仕上がりの品質を保ち、誰がやっても綺麗に仕上がることとなる。これが結果的には“お客様からの信頼を得る”ことにつながり、作業が継続し高工賃を得ることが可能になっている。

２つ目として、作業分析を丁寧におこない、慣れない作業者が実施しても経験を積みながらスキルアップできるようなしくみとなっている。例えば、「ドアの下部を拭く際には手首を返して拭く」工程をマニュアルでは色分けをすること。適量の水をバケツに入れることができるよう視覚的に示すこと。雑巾を絞る際は「縦絞り」の方法を身につけること。広い場所を掃く際は「３回掃いて１歩下がる」方法を身につけること等、各所で分かりやすくポイントが示されている。

また、事業所全体として大事にしていること（-いわば事業所のミッション）は、清掃作業に特化し、工賃５万円と障害基礎年金を合わせて自立した生活が送れることを目指す、という目標を職員全員が持てるようにしていることである。この目標にむけて作業支援においては、利用者の上手な（得意な）ところを延ばしつつ適材適所で作業をしてもらっている。また、お客様相手の仕事であるという自覚を持ち、速さよりも丁寧に綺麗にするこ

とを優先させ、プロ意識を育てていくことを大切にしている。

３　今後の課題等

月額工賃５万円は達成できたので、次のステップとして“最低賃金”を目指すことを目標にしている。そのためにも、大型契約の確保が必須となっており、ますます職員の役割が求められているという。一方では、加齢や持病等で今までの清掃作業が困難になってきた利用者への対応や清掃作業のニーズはあるが作業の受け手が市内に少ないこと等が今後の課題になっている。

４　司会・助言者から

マニュアルの完成度が高く、作業の構造化が効果を上げていると思われる事例である。今後、定期清掃（ワックス掛け、機械を使用した清掃等）も取り込んでいきたいとのことで、そうした取り組みによって、更に工賃が上がっていく可能性がある。その結果、一般企業で働きたいという意欲が低下する可能性も考えられるが、本事業所では、職場見学会やＯＢなどから企業就労の体験談を話してもらうなど、企業就労に向けた支援もおこなっているという、好事例である。

<u>発表２　「時間をかけて、根気よく　　良い着地点を求めていく就労定着」</u>

【発表者】鈴木　徹氏（コペルタ貴志園）

今年度新たに始まった就労定着支援事業における支援員としての関わりについての具体的なケース事例の発表である。

【内容】

１　事業所の紹介

事業所は、生活介護・就労移行支援・就労継続支援Ｂ型・定着支援の各事業を実施している多機能事業所となっている。就労定着支援事業については、１０月からスタートし現在７名の利用者が登録をしている。

２　具体的な事例

（ご本人に関すること）

平成２２年から当該事業所（当時は授産施設）を利用し、平成２９年に一般企業へ就労した方の事例である。障害の状況は、アスペルガー症候群、知的障害Ｂ２、（ＡＤＨＤ）であり、コミュニケーションが苦手で相手には一方的な話しを通してしまう。時には、特定の相手に執着し敵視してしまい相手にむかっていくことがあったり、思い通りにならない時等は興奮してしまい、集団の中ではトラブルが多い方である。また、不安が強く自信のなさが見られるが、とてもまじめな方である。

（利用した事業所に関すること）

当初、ご本人は集団場面での作業訓練からスタートし、その後少人数での食品加工作業の訓練を受けている。日頃からご本人は、遅刻をしない（朝が早い）、休まない、責任感が強い等まじめに取り組でいる。支援者は、事業所内で見られるご本人の特性と思われる行動等は「人柄」として捉えてアセスメントし、訓練を実施してきている。

（就労先に関すること）

就労先として、従業員１００名前後の食品加工をする企業を開拓して支援を実施している。この企業は、知的障害のある方の雇入れは初めてであったが担当者を説得し、トライアル雇用に迄結びつけることができている。その際、ご本人を取り巻く環境（特に人）へのアセスメントし、ご本人の強みや人柄をアピールしつつ、所属事業所での様子を担当者に視察してもらう等折衝を重ね、雇入れに結び付けている。

３カ月間のトライアル雇用を無事に終え、新たに様々な課題等がご本人や企業に見られるようになったが、支援員は積極的に企業へ訪問し、双方にポジティブに接して定着支援を実施している。

（定着支援に関すること）

ご本人の“心の動き”に寄り添い、企業内のキーパーソンには特性等の理解の促しや日頃の対応への感謝や励まし等の支えとなるような関わりをタイムリーに企業訪問によって実施し、現在に至っている。

鈴木　徹氏（コペルタ貴志園）

３　今後の就労定着支援

この就労定着支援は、対象者が就労している限り必要なものであり、前向きにポジティブに関わっていくことが重要である。特に、職場のキーパーソンとなりうる人にスピーディーに支援することが重要であるという。中でも、対象者の特性等からくる配慮が必要な点を都度企業担当者に伝えていくことはとても重要であるとのことである。その際、客観的で温かみのある共感と理解、双方へのねぎらいがかかせないポイントである、としている。また、訪問時には「安全に働ける環境」かどうかを見極めることも支援者として重視している。

４　司会・助言者から

今年度から始まったこの事業の効果や役割等、今後注目されていくと思われる。一般就労する上では“ご本人に関する理解”を企業が得るプロセスが重要である。また、定着にあたっては、ご本人の努力もさることながら障害者雇用に対しての企業側の考え方に左右されることが多く、支援者の関わりが求められるところである。

<u>発表３　「長期就労を可能にする私たちの役割」</u>

【発表者】横井　千尋氏（ダイヤ磯子）

就労継続支援Ａ型事業所での実践例から、“高工賃を得ながら長期にわたり就労が可能となるようにする”ための職員の関わりや基本的な考え方についての発表である。

【内容】

１　事業所の紹介

本事業所は、平成４年から福祉工場として開所し、平成１９年から就労継続Ａ型事業に移行し、その後就労移行支援事業を開始している。現在、就労継続支援Ａ型事業には３４名、就労移行支援事業には６名で運営されている。主には、ホテルリネンのクリーニング業務をおこなっており、平均給与は￥125,000/月となっている。勤続年数は２５年以上の

方が１２名、１５～２５年の方が１１名となっている。

２　具体的な事例

長期就労にむけて、具体的にどのようなサポートを要したか、働きつづけるために必要な作業遂行上の支援以外に必要な支援について個別事例を通じて報告がなされた。

１つ目は、長期にわたり家賃滞納等をしていた方へサポートの結果、現在はご本人はグループホームで自立した生活を送ることが可能になった事例である。現在では、給与は自身のために使い貯蓄も可能になっている。

２つ目のケースは、長期間就業している方が行動障害や警察が介入するような行為をしてしまう方の事例である。グルーポホーム担当者との連携により送迎や集中できる作業環境整備をおこなうことで落ち着いて過ごすことができるようになってきている。

最後に、服薬管理を適切におこなうことで体調の安定をはかり、働く上で配慮が必要となるポイントも示すことが可能になった事例である。

以上の事例を通して作業遂行上の支援以外には、働く基盤整備（生活習慣、経済的支援、服薬健康管理）と働く意欲や気持ちを高める（働くことは楽しい、頑張った、給料を稼いだ等）ことが、長期就労にむけて求められる支援であること。

さらに職員は、個々にあった環境を整え、一緒に作業しつつ信頼関係を築きながら、自己研鑽を欠かさないことが重要である、とのことであった。それでも職員は行き詰ることはある。発表者は“行き詰った時のバイブル”として、「人間として必要なものは、人に愛されること・人に褒められること・人の役に立つこと・人から愛されること」（大山泰弘著　働くしあわせ～仕事でいちばん大切なこと～）という言葉を力にして日々頑張っているとのことである。

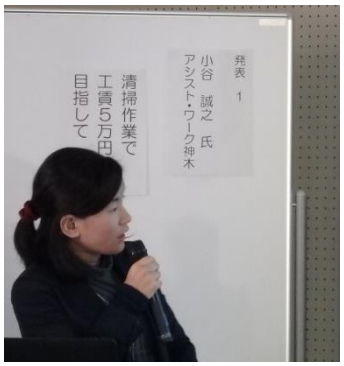

横井　千尋氏（ダイヤ磯子）

３　司会・助言者から

就労継続支援Ａ型事業では、給与（工賃）向上を目指し結果だけを求めてしまうと思われがちであるが、本発表事例では、社員（利用者）一人ひとりに対して丁寧に支援をしている様子がよく理解できる。働くことと生活することは一体的なものであり、仕事（作業）面以外での支援を充実させることは、就労支援をする上で極めて重要である。

②グループディスカッションの報告

グループディスカッションでは、各メンバーからの自己紹介の中で自事業所の取組みや課題となっている点を共有した。また、今回の実践報告を聞いて、疑問点や重要だと思われたポイントについて、共通理解がされた。

１）就労支援をする上では、日中活動と生活（夜間）の連携が必要であること。
２）マニュアル化は重要であるが、利用者への落とし込み方や職員向けのマニュアルも整備することが求められること。
３）従事者の高齢化、作業性の低下等に対応が求められていること。
４）多種の作業を準備し従事してもらうことで、利用者個々の強みが見えてくること。
５）施設外就労は就労支援を充実させるための有効な手段となること。　等

【グループディスカッション】

ｸﾞﾙｰﾌﾟ	氏名	地区	所属
A	勝亦　明	川崎	ｾﾙﾌﾟきたかせ
	佐藤　歩美	相模原	ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・ﾌﾚﾝﾄﾞ
	糸賀　ルミ子	県央東	相談ｾﾝﾀｰゆいまーる
	寺尾　信浩	湘南西	ｷｬﾝﾊﾞｽ秦野
	三河　直樹	横浜	横浜第二事業部
B	福岡　新司	湘南西	みんなの広場
	小谷　誠之	川崎	ｱｼｽﾄ・ﾜｰｸ神木
	中山　清貴	県央西	紅梅園
	大久保　直子	横浜三	たすく（株）
	木村　景子	横浜	金沢若草園
C	荒井　忠	横浜	偕恵いわまﾜｰｸｽ
	横井　千尋	横浜	ﾀﾞｲｱ磯子
	和泉　良二	川崎	ﾏｲwayたかつ
	柏木　知之	県西	ほうあん第一しおん
	渡辺　智史	湘南西	ｷｬﾝﾊﾞｽ秦野
	鶴野　寿美子	横三	たすく（株）
D	矢嶋　正貴	相模原	ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・ﾌﾚﾝﾄﾞ
	鈴木　徹	県央東	ｺﾍﾟﾙﾀ貴志園
	東間　奉信	横浜	横浜第二事業所
	神谷　泰子		やまゆりｻﾎﾟｰﾄ協会
E	西村　潤	横浜	ﾀﾞｲﾔ磯子
	千頭　総一郎	川崎	多摩川あゆ工房
	古屋　美沙子	湘南西	ｱﾄﾘｴｳﾞｪﾙﾃﾞ
	望月　宏晃	湘南西	つくし
	野村　亮太	横浜	横浜第二事業部

限られた時間、熱心なグループディスカッションがなされた
文責　矢嶋　正貴　（ワークショップ・フレンド）

第５分科会　「私の望む暮らし」　報告

担当部会　　地域支援部会
座長・司会　　清田　聡 氏　　(竹の子ホーム)
助言者　　高桑　厚史 氏(偕恵いわまワークス)
記録　　岸　茂子氏（パステルファーム）
受付　　廣井　信行氏(光風ホーム)
　　山中　淳子氏(宮前こばと)

発表１　「孫とくらしたい～苦難を乗り越えて～」

発表者：社会福祉法人　明星会　竹の子ホーム　林　美貴 氏

１　法人の説明

H6 年 4 月　竹の子学園開設　H10 年 4 月 最初のグループホーム 沼田荘開設～
竹の子ホームの紹介　現在 9 ホームを運営(内、3 ホームは独立型、6 ホームは共同型)
利用者 50 名　男性 26 名　女性 24 名　平均年齢 40 歳　障がい支援区分　平均 4.2
生活介護事業所への　17 名　就労継続支援 B 型　13 名　就労 20 名
介護認定を受けている方 3 名、介護ベット利用、土日は通所施設職員が応援に入る。
GH の職員のしごとの理解を得るのが難しい。食事作りだけでなく通院の付き添い、服薬管理、就労先訪問、認定調査の立会や手続き、金銭管理、後見人や家族の相談、余暇支援と多岐に渡っている。竹の子では夢に向かい GH から 11 名を送り出してきた。

２　意思実現支援の事例紹介　A さん

支援区分３、要介護度１　75 歳　既往歴　高血圧症　結婚歴あり　子供 2 人
H18 年に第２プリンスマンションへ入居。夫はギャンブル三昧で働かない。夫が子供たちの面倒をみていて知的障がいのある母親をバカにし、夫から暴力を振るわれていた。夫は借金で夜逃げ、その後死亡。子供たちに恨まれてホームレス生活をしていたが、保護されて GH へ入居。長女は知的障がいがあり、子 2 人で生活保護。
次女は 3 年前に自殺。

３　意思決定支援会議を小田原/習志野で開催

H29 年 12 月本人・姉・小田原障害福祉課・生活保護課・ケアマネ
竹の子ホーム計 7 名

月 1 回 1 週間の帰宅の許可が出て習志野市の娘のところに通う。電車を乗り継ぎ 1 人千葉に通う。本人の希望は明確「最期は娘・孫と暮らしたい。」しかし、代理決定者の姉は反対。出て行くなら縁を切ると言われる。娘はお金目当てか、共倒れにならないか、虐待を受けるのではないか不安・葛藤。本人にマイナス面を説明。自己決定には本人の責任が求められる。

H30 年 1 月　意思決定支援会議を習志野で開催　支援員から「もう良いのではないか」の申し出。A さんの人生を周りの者が決める時代ではない。希望を肯定的に捉え可能性を確認。千葉に転居した際、どのような支援を繋げていくかを確認・支援ネットワークの形成。金銭管理は習志野の安心センターに依頼。チームアプローチ。娘も同居を同意し 3 月末に引っ越し。

4 まとめ

家族・周囲の支援者は全員反対。体験を繰り返し本人が選択。A さんの寿命は平均寿命からして 10 年以上ある。A さんの人生を私たちが決める時代ではない。保護される立場から権利主体になる。支援者全員が専門的体制の構築で障壁を取り払った。

千葉に行って 8 カ月。今日、本人に電話で確認する。「千葉に行けてよかった。幸せです。」

発表２「自分らしく生きる～意思決定支援～」

発表者　社会福祉法人県央福祉会 パステルファームワーキングセンター支援員 谷野翔太氏欠席のため、カモミール横山台所長 佐藤洋子 氏　GH 利用者：遠藤克一郎 氏

1 パステルファームワーキングセンター・カモミール横山台の紹介

生活介護事業所 利用者は 59 名、内 35 歳以上は 43 名。GH の入居者は 36 名(全体の６１％)

カモミール横山台は 2018 年 5 月 1 日開所。日中サービス支援型共同生活援助

定員：5 名・6 名の 11 名＋ショートステイ 1 名　障がい支援区分は平均 5.4

2 パステルファームでの取り組み。

早い段階からショートステイ(GH に併設されている)で GH 体験を行う。利用に際して①ご本人から聞き取り、生活リズム・環境を変わる不安を取り除くため情報を伝え、見通しを立てるため予定を作成。②ご家族との連携、自宅での過ごし方を聞き取る。③ショートステイ職員と連携し情報の共有。利用は夕食のみの利用から始め一泊から増やしていく。

3 新しい GH の設置に向けた準備会/入居者による準備会

準備会を 2017 年 7 月に立ち上げ。メンバーは法人内の事業所職員。9 月に入居者募集の説明会開催(法人外の利用者や相談支援事業所も参加)、11 月に入居者決定。利用者入居準備会を 2017 年 11 月～2018 年 4 月まで 4 回開催。1 回目は入居予定者の顔合わせ(食事会)、2 回目は建設予定地の見学、3 回目はホームの近隣の散策(スーパーで買い物)し建設中のホームを見学、4 回目は自分の部屋を決め、家具や共用の物品を一緒に購入。4 月に入り、アセスメントを個別に行う。家庭での様子や不安な点を確認。利用者間の相性が大事。利用者準備会の目的は、一緒に生活するメンバーを知り GH での生活のイメージをつくる。

4 遠藤さんの発表

建てるところから見学して、入居する時はいよいよと思った。ポプリの里(法人のショートステイ)で泊まっていたから GH に入居する不安なかった。

個別支援会議で本人の口から「GH に入ることを決めました」と言った。それを聞いたお母さんはショックを受けていた。

5 会場からの質問

見学に行った際、自分の入る処を見てどう思った？⇒自分の入るところだな。

生活の場所に短期入所のところに利用者が入って来ることがどうですか？⇒入居の方には事前にお知らせする。遠藤さん：怒ったり泣いたりする人がいます。

6 助言者(高桑氏)から

ショートステイは緊急時のものと考えていた。GH にショートがあると入れ替わり立ち替わりとなって、他の入居者メンバーにとって影響が出てしまうのではないか？日中サー

ビス型は神奈川県で初めて、日中支援型の強みを知りたい。

発表３「すみれが好き、嫌い、・・好き？　私の望む暮らし」当事者からの報告

発表者：特定非営利活動法人 たま・あさお精神保健福祉をすすめる会
共同生活援助事業所ふらっと ホームすみれ所長 市川悦子氏
〃　　入居者 松田周枝 氏/山下いずみ氏/石井美樹氏

1 ホームすみれの紹介

建物はアパートタイプ各居室１K、入居者９名(男４名・女５名)
年齢 52 歳～67 歳 職員 12 時～20 時在勤 共有室での夕食提供 不在時・緊急時電話対応
行事は花見・暑気払い・忘年会・外出レク・カラオケ等。入院期間は 10 年以上が 2 名、1 年～3 年 4 名、1 年未満 3 名(繰り返しあり)46 年間入院の方もいた。契約はご本人。
精神障がい者の自己決定支援。ありのままの生活を話してもらえばと思って参加した。
H7 から 20 年活動している。区分 2 の方が多い。夜間の緊急時の支援が多い。
応援団会議、本人を中心とした会議。失敗することも経験。先回りしすぎない。
自分で決められているか？今の暮らしに満足していますか？アンケート調査を実施。

2 発表者　松田周枝さんの紹介

63 歳　大阪で生まれた。朝の 3 時半に起き弟と妹の世話で精いっぱいだった。高卒後証券会社に入社、職場のお局さんと上手く行かなくなった。自分から通院、躁鬱病で入院。会社を辞めてから引きこもり生活をして入院を繰り返し 51 歳で GH に入居。今は統合失調症と精神障がいからの認知症。63 歳で介護保険のデイサービスを利用。母は去年 86 歳で亡くなり苦しかった。私は困ったちゃん。眠れない、物がなくなる、冷蔵庫の中の物を持ってきてしまう。

3 ピアの力「一人で抱えなくてもよい」

山下いずみさんの大切な存在(松田さんのデイサービスでボランティアをしている。)ピアの存在は大きい。職員が言ってもダメな時も山下さんから言うとスンナリ。他機関の連携ネットワークづくりと情報共有。希望と今の生活と折り合いをつけ、愚痴りながらもここで暮らす。

4 質問

松田さんはすみれが好きですか？⇒今住んでいるところは広い。一人暮らしは難しいから GH で出来るだけ長く過ごし、老人ホームに入るのはまだ早いです。
アパート型の GH の構造上の工夫は？ピアサポーターとの交流はどのようにしているか？
⇒ピアの交流を深めるため共有の部屋で夕食を一緒に食べる。イベントの開催。交流室は暗証番号で夜間入れるようになっている。
生活費は？⇒企業年金 3 万円＋生活保護費 7 万、2 カ月に 1 回 12 万 9 千円の障害年金。安心センターも検討したが預けたくないと言うため、人との関わりの中で支援。入院している間のホームの扱いは？⇒入院は大体３カ月間ぐらいで家賃をもらい待っている。
精神障がいの GH の３分１は病院からの入居。空きがないかとの問い合わせが多い。

5 まとめ

病気だからと言って 1～10 まで干渉は嫌。失敗する自由。程々の心配と皆で食べる夕飯。

発表４「本人が望む GH での暮らし」入所施設からグループホームへ

発表者：光風会地域支援室　光風ホーム　大久保　太

１ 光風会の紹介とグループホームの紹介

平成７年５月に法人設立。昭和 28 年に児童施設 紫雲会光風園が前身。「施設の主人公は利用者である」を基本に利用者一人一人に添った支援を行う。

光風ホームは、みなとみらいが一望できる高台にある。花火大会の時近隣住民が一緒に見ることもある。(男性ホーム１F・女性ホーム２F)

２ 事例　W さんの紹介

男性 53 歳 障害者手帳 A2 区分６ 知的障がい　肥満傾向 平成 27 年８月～GH に入居。時計・メガネ・ネクタイ・ベルト等の小物好き。通所先はごんた村(生活介護事業所)

入所施設のばら園から地域移行。のばら園で候補者の中から体験入居をしていたので自身がホームを希望。外出の際に買ったお菓子を食べるのが楽しみ、肥満傾向のため今はホームの方管理させて貰っている。お風呂が好きな時間に入れる。好きなタイミング(朝シャワー)　同居者との関係は、自発的な関わりが少ない。W さんなりの相手との距離感を持っている。

３ GH に移行してからのメリットと気持ちが不安定な時の行動

話を聞いて貰える、間食の買い物の頻度が増えた。好きなタイミングでお風呂に入れる。静かな環境により情緒の安定に繋がるが、①暴言(他の利用者へあっち行け・○○さん帰れ・死ね)②確認の繰り返し(何時外出に行ける。・○○が欲しい・買って・・)③粗暴行為・無断外出・物を投げる。唾を吐く。大きな問題・・他者の首をネクタイで絞めようとする。

４ 今後に向けて

世話人の増加。(15 時～18 時を２人体制に変更)　薬の調整や障がい特性の再確認。外出支援のためヘルパーの利用。相談事業所との協力。本人の望む暮らしは何か？意思を汲み取る。

５ 助言者から

グループホームに移行出来てまだ３年目、今後に向けて今の生活を維持したいのか？

暴言や行動をつぶしていこうとするものではない。それぞれの利用者の強みを伸ばしていく

全体の様子と感想

4 事例ともグループホームを起点とした当事者の意思決定支援を行っている実践報告でした。「苦難の人生を歩んで来て GH で保護、安定した生活を送っていたが最期は娘や孫と暮らしたいとの本人の強い意思を実現する上での支援者の葛藤」「親離れ・子離れの支援と GH での生活に移行するため体験を積み重ね、自己決定を行うための支援」「仲間や地域の支援を受けながら病気と折り合いを付けながら自分らしい生き方を見つける。応援団としての支援者の役割」「入所施設からの地域生活に移行したが、本人が望む暮らしとは何か、意思の汲み取りに関しの模索」

地域生活支援においては、当事者の意思を引き出し確認することの支援は欠かせません。その為には、体験の場や情報提供のあり方ともに、事業所間の連携や地域住民・他業種を含む支援のネットワークを形成する取り組みも不可欠であると強く感じた報告でした。

第６分科会「相談支援で大切にしていること」報告

司会　　永野　祐司氏　（愛名やまゆり園相談支援事業所）
助言者　　冨岡　貴生氏　（貴志園）
実行委員　藤野　哲氏　　（ほどがや地域活動ホームゆめ）
受付　　添田　好男氏　（あおば地域活動ホームすってぷ）
写真　　榎本　幸良氏　（障害者支援センター松が丘園）
記録　　田口　浩子氏　（いまい地域相談支援センター）

<u>発表１　「チームみんなで考える！」</u>

【発表者】　相談支援室ハーモニー　相談支援専門員　原　志緒里氏
（ＮＰＯ法人きてん）

学校卒業後、日中活動事業所に数か月通所するが、通えなくなり、その後在宅の生活が20 年となった方が、近隣の方のアドバイスでご本人と家族で相談支援室に相談し、日中活動に通所できるようになり、やがてグループホームで暮らすようになった知的障害者の方の事例の報告であった。

街の中で当たり前に暮らし続けるには、ご本人の力とその生活を支えるチームの存在が欠かせない。ご本人の気持ちに寄り添い、困ったときこそ話し合い、その都度状況に合わせて考える、その繰り返しである。チームみんなで考えるとまた別の方向が見えてくる。地域で暮らしていくご本人をサポートする相談に終わりはない。

やっぱり「チームみんなで考える！」です。と結んだ。

発表２　「意思形成に配慮した相談支援活動の実践について」

～その人らしい生活の実現に向けて～

【発表者】みやまえ基幹相談支援センター　相談支援専門員　野原　篤氏

（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）

高校を中退し、自宅で母親と暮らしていたが母が亡くなり、その後の生活について相談支援を受けながら、その人らしい生活の実現に向けた支援経過の報告であった。

ご本人の希望で日中事業所を利用し、できることは自分で行って生活していくこと、関係機関で本人のペースを見守ることを確認し支援を進めていった。

新しい生活の場として、ＧＨの利用を決めたあと、友達と同じように給料を稼いで、欲しいものを買える生活がしたい意向を受け、就労に向けて就労援助センターでの評価を経て、次のステップとしてトライアル雇用、有期限雇用となり就労し、希望した生活を実現して行った。支援を振り返ってご本人と出会ってから一貫して大切にしてきたことはご本人の人生の力を信じる事。と結んだ。

発表３　「複数の視点から考える」

【発表者】緑障害者相談支援キーステーション　相談支援専門員　田極　法恵氏

（社会福祉法人相模原市社会福祉事業団）

障害者相談支援キーステーションは市内に２か所設置されており、複数の民間法人から派遣された相談支援専門員が配置されている。障害種別、手帳の有無に関わらないワンストップの相談窓口。官民協働、民民連携の実践で支援の質を高め合うため、会議やＧＳＶを定期的に実施している。

今回の事例は50代の身体障害者手帳をお持ちの女性で、同居人が亡くなり１か月たち、話し相手がおらずさみしがっている方。また生活が立ちいかなくなり、生活保護につなげた支援も必要となり、相談員が寄り添うことで今後について話すようになるまでの支援経過の報告であった。

最初はご本人の気持ちも二転三転していたが、喪失感に寄り添い話に耳を傾け、一緒に食事をすることで一緒に考えるようになっていった。それに伴い笑顔も見られるようになり今後についても話すことが増えていった。

関係機関から聴き取りをすることで自分では気が付かない、気づきがあることが分かっ

た。複数の視点や多面的に見ながら、寄り添うことが大切である。と結んだ。

発表４　「発達障害の必要な児童のための利用者主体のあり方を探る」

【発表者】児童発達支援センターアグネス園　施設長　山岸　道子氏
（社会福祉法人小百合会）

長きにわたり児童福祉へ関わってきた中で、利用者主体といわれるようになったが、現状はどうなのか、本当の「利用者主体」となるための相談のあり方についての考察と報告であった。

児童の場合は主体が保護者のニーズとなってしまうことがある。発達支援センターは発達障害の特性を理解し適切な支援方法で支援を行なうが、保護者が特性を理解、障害を受容するには時間を要することである。発達支援センターで児童の自発性ややりたいことを大切に、支援を行なっている。

相談支援が入ることで、一人ですべてしなければと思っていた保護者が話せる場をえることは「利用者主体」を実現させるうえで大切である。と結んだ。

全体の様子・感想

今回の相談支援分科会では社会福祉法人貴志園総合施設長　冨岡貴生氏に助言者をお願いしました。冨岡氏から「根気強く支援したから地域につながった」「相談員が自分のことのように悩んでくれたから」「喪失感に寄り添ってじっくり話を聞くことが、薬以上の力となった」「主体を受け入れ尊重して受け止め、次にどうするか考えることが利用者主体」など報告者一人ひとりに暖かな助言をいただきました。ねぎらいの言葉は報告者も参加者も共に励みとなりました。４つの報告は相談者に寄り添う大切さを再確認する機会ともなりました。

各報告後には活発な質問や感想の交換の場となりました。話をして頂いたみなさんありがとうございました。

（報告：いまい地域相談支援センター　田口）

第７分科会「『寄り添うということ』～支援困難対応事例～」報告

担当部会：支援スタッフ部会
座　長　：儀保　治男氏（みらい社）
司　会　：酒井裕樹彦氏（三浦しらとり園）
助言者　：武居　　光氏（たっちほどがや）

発表１「寄り添うということ」
【発表者】　板橋　政典氏（重度神奈川後保護施設）
【内　容】
１．重度神奈川後保護施設概要説明
２．事例対象者紹介
Ａさん　４０代後半（女性）　１０歳・１３歳のときにくも膜下出血を発症し右片麻痺・失語症・症候性てんかんを受障　養護学校を経て障害者更生ホーム・リハビリ病院で入退所を繰り返す　父親による母親へのＤＶによりシェルターで保護　中重度の肢体不自由者が利用する神奈川後保護施設へ入所

３．事例紹介
入所当初から本人に入所を受け入れる意思ができておらず、「こんなところは嫌だ」や「帰りたい」と訴えて施設を出て行こうとする態度に周りの利用者から多くの苦情が寄せられ、その苦情によって本人が不穏に陥ってしまうことが繰り返されていたため、生活環境を変える目的で重度神奈川後保護施設へ異動することになった。本人は失語症であるため思いを上手く表現することが難しく、後遺症による頭痛や音に対する過敏性による不快を伝えられないことに癇癪を繰り返し起こしてしまっていた。気持ちが穏やかなときには自分より重度の方を気遣ってくれたり冗談を言って場を和ましてくれるなどの様子が見られるが、込み入った内容などで気持ちが高ぶってしまうと思うように言葉が出てこなくなり、パニックを起こしてしまう本人への接し方が分からなくなった。

４．まとめ
Ａさんの自立を促がすために、手を貸さずに見守ることが本人のためになると考えていたが、障害ゆえに「できない」ことに自立を求め過ぎてしまったことにより、Ａさんは“ＳＯＳ”の意思表示を“癇癪”という形で表わすしかなくなっていた。Ａさんを集団生活に合わせるのではなく、Ａさんに合った集団生活を一緒につくること（『寄り添う』こと）により、Ａさんの精神面を安定させるだけではなく集団も落ち着かせることに気付いた。

発表２「大人への歩み…Ｕさんの想いに寄り添いながら」
【発表者】　藤原　　望氏（三浦しらとり園）
　　広瀬　弘美氏（三浦しらとり園）
【内　容】

１．三浦しらとり園概要説明

２．事例対象者紹介

Ｕさん　２０代後半（女性）　知的障害　Ａ２ＩＱ２６　てんかん　糖尿病Ｉ型　平成８年に自動寮に措置入所　平成２５年に成人寮へ移行　テレビ・食事にこだわりあり　こだわりに介入されると粗暴に至る　簡単な会話は可能　文字による視覚的提示が有効　失敗体験を忘れられず食事を摂らないなど自分に罰を課してしまう

３．事例紹介

児童課での食事や日課など、周りの子どもと同じ生活リズムでは儀式的なこだわりがあり、日課の切り替えに時間がかかってしまっていた。こだわりに介入されると人に掴みかかったり、物を投げて破壊してしまうことがあり、高校一年生のときの帰宅中には、母親に大怪我を負わせてしまう粗暴があったため帰宅を中止することになった。

加齢児での生活では刺激が多かったため、他児との動線を分けて居室中心の生活に変えたところ、刺激が軽減されて激しい興奮状態になることは減ったが、他児と異なる日課では遠足や行事などに参加できないことや、他児が高校を卒業して“大人の施設”へ引越ししていることに、自分だけが取り残されている思いが強まり、高校卒業後から口を結んだままの生活を送るようになってしまった。支援者間でＵさんについての共通認識をつくり、本人のペースに合わせて受容的な対応と肯定的な声かけを行なうようにしたことにより、Ｕさんは次第に話し言葉で意思表出できるようになり、粗暴を起こさない生活を送ることができるようになった。

４．まとめ

本人が楽しみにしている帰宅を再開するにあたり、母親に支援を理解してもらう必要が生じたため、母親を交えたカンファレンスの中で“どうやったらやれるのか”を一緒に考えたことにより、母親との信頼関係を生み出すことができた。本人の不安やストレスになる要素を取り除き、実施後の課題には丁寧に対応するという、想いに『寄り添う』支援により、今では施錠時間ゼロの生活を送ることができるようになった。

<u>発表３「粗暴行為のみられるＫさんへの生活支援について」</u>

【発表者】　中村　友彰氏（すぎな会愛育寮）

【内　容】

１．すぎな会愛育寮概要説明

２．事例対象者紹介

Ｋさん　２０代（男性）　自閉症　療育手帳Ａ１　区分５　ＡＤＬは部分的に見守りが必要　突発的な予定の変更が苦手　頭突きなどの自傷や物を投げて壊すなどの粗暴あり　ストレスがたまると突然泣き出したり、目の前の物を投げる　ストレスが起因となる暴力あり　９～１０月に粗暴が多い特徴あり　平成２７年６月から１階で、平成２７年１０月から２階で過ごす

３．事例紹介

平成２７年６月に入所した当初は、ガラス割りや物投げ、コップに草を入れて電子レンジで温めたり、バケツで水を撒き散らしたり、ちり紙を大型乾燥機の後ろにある火力部分に入れたりするなどの破壊行為が続いていた。本人の先の見えない不安感や、どうしたら良いのか分からない気持ちを和らげる支援として、①構造化、②統一した支援、③やる気・楽しみが持てる生活づくりに取り組むことにした。本人が見通しを持って生活ができるように週間スケジュール表を作成したり、本人に関わる全ての支援者が同じ支援を行なえるようにしたり、粗暴を抑える動機をつくるために“カップ麺をたべま表”を作成して課題が達成できたら大好きなカップ麺が食べられるようにした。２階に移り住むようになってからも、１階で取り組んできた支援の方向性を確かめ合い、居室でも落ち着いて過ごすことができるように、楽しく過ごせるような物的環境の整備や、室内の温度などの空間的環境の整備を行なった。

４．まとめ

本人の得意なことや苦手なことを捉え、きちんと観察した結果を記録に残すことにより、本人本位の支援をつくり出すことができた。１階でつくった支援の根拠をきちんと残しておくことで、２階に移り住んでからも１階で行なわれていた支援を継承することができた。本人を知るために『寄り添う』ことの重要性に気付くことができた。

発表４「『共感・共有・共生』の理念を実践する

～自閉症・行動障害のある人たちのクラス運営～」

【発表者】　道川あさみ氏（くず葉学園）

【内　容】

１．くず葉学園概要説明

２．事例対象紹介

男性１０名と女性３名の１３名のクラス（自閉症の方１１名）

Ａさん：窓から外へ飛び出す　車がいつもの場所に止まっていないと気になる　担任の隙を常に探っている　Ｂさん：他害あり　自分の靴を触られたくない　担任が困っていることが気になる　うるさい環境が苦手

３．事例紹介

安心と信頼を築くために、『利用者のことを‥』①知る、②認める、③受け入れる、④理解を示す、⑤悪者を作らない、⑥仲間を作る、⑦肯定するという７つのキーワードを設けてプログラム内容の検討と見直しを図った。取り組みの一環として、休憩時間を増やしたところ、利用者たちが「何を感じ、どうしたいのか」を知ることができるようになり、利用者の不安などに向き合うことができるようになった。理解を示して一つずつクリアしていくことを繰り返すことにより、利用者たちからの発信が増えてお互いの思いを伝え合えるようになり、そのことによって利用者たちが自信を持てるようになった。

４．まとめ

支援を行なううえで“関係性の視点”が大切であることに改めて気付くことができた。自閉症があっても、自閉症がなくても、安心感や信頼関係があってこその支援であり、自閉症の方は感情の交流が難しく、対人関係が苦手であると言われているが、利用者の一人一人と『寄り添う』ことを通して、自分の気持ちを伝える力や、相手の思いを知ろうとする気持ちや、人と関わりたいという思いを持っていることを確信した。

発表５「困難事例に対する関係機関との取り組み」

【発表者】　佐藤　智宏氏（ソーレ平塚地域支援センター）
　　加藤　尚通氏（ソーレ平塚地域支援センター）

【内　容】

１．ソーレ平塚地域支援センター概要説明

２．事例対象者紹介

Ａさん　４０歳代（男性）　てんかん　アルコール依存傾向あり　一人暮らし　生活保護受給　身体障害者手帳２級　言語機能障害３級　右下肢の著しい障害４級

３．事例紹介

Ａさんは借家で一人暮らしをしている。家族関係について、父親はすでに他界されており、母親と兄妹とは疎遠の状態になっている。平成２４年にストマを増設したことを機に施設利用を開始した。平成２９年まで施設利用をしながら比較的安定した生活を送ることができていたが、飲酒量増加・他利用者への暴力・飲酒した状態での通所・近隣との騒音問題などが現われるなど生活状況が悪化した。訪問介護を行なう事業所は相次いで撤退し、女性ヘルパーのみの事業所に頼ることになったときに、訪問した女性ヘルパーに恋心を抱くも思い通りにならないと粗暴になり、飲酒量もさらに増えていった。平成３０年にはワザと窓ガラスを割る注視行動が現われ、送迎に行っても泥酔していて通所できる状態ではなかった。施設入所を必要とする状態であると判断し、入所先を探したが見つけられず、医療措置入院も視野に入れて検討を重ねた。

４．まとめ

アルコール依存症の方を誰がどのように支えれば良いのかを深く考えさせられた事例であった。本人の思いとの社会のあり様には相当のギャップがあり、社会的に障害の啓発が十分ではない状況の中であったとしても、地域で支えられる仕組みが必要であると考えた。障害のある方にとって、通所施設は社会的居場所（他人によって必要とされる場）、自宅は人間的居場所（安らぎや自分を取り戻せる場）であるから、社会的に福祉が成熟していくことが求められると考える。寂しさから飲酒をしてトラブルを起こしてしまうという負の連鎖の根本を解決するために『寄り添う』ことが必要であると気付かされた。

＜助言者による総評＞

問題行動とは、現在では心理社会的行動と捉えられており、それは周囲の環境との間に起きるものと考えられている。認知症への支援から考えられるようになり、中核症状として“知的障害”があると言われている。自傷や他害などの心理社会的行動の背景には感覚過敏や疲れが一因になっていることも考えられるため、三浦しらとり園やすぎな会愛育会の事例のように環境面からのアプローチを考えることも必要である。くず葉学園の事例は人間的アプローチであり、分科会の『寄り添う』というテーマに適合していたと考えた。『寄り添う』こととは、肩書きを外すことと言われており、私たちも利用者と向き合うときに“支援者”という肩書きを外して接する場面も必要である。今分科会は“人間的発達”を確認することができたとても有意義な分科会であった。

文責　渋谷　真人（第二空とぶくじら社）

第36回　神奈川県障害福祉職員実践報告会　実行委員会

高橋　潔（弘済学園）
中田　和之（県立こども自立生活支援センター）
多田　純夫（ぶどうの実）
石灘　和彦（中央療育センター）
山田　努（相模はやぶさ学園）
赤司　伸吾（七沢学園）
原田　淳（花みずき）
中島　達也（授産学園つばき寮）
谷澤　藤男（虹の家）
森下　浩明（みなと舎ゆう）
出口　博貴（みどりの家）
住舎　泰子（しらかし園）
池田　宏子（グリーンハウス）
福岡　新司（みんなの広場）
荒井　忠（偕恵いわまワークスぷらねっと）
勝亦　明（セルプきたかせ）
矢嶋　正貴（ワークショップフレンド）
清田　聡（竹の子ホーム）
廣井　信行（光風ホーム）
山中　淳子（宮前こばと）
岸　茂子（パステルファームワーキングセンター）
永野　祐司（愛名やまゆり園）
藤野　哲（ほどがや地域活動ホームゆめ）
田口　浩子（いまい地域相談支援センター）
榎本　幸良（相模原市社会福祉事業団）
松本　聡（愛名やまゆり園）
酒井　裕樹彦（三浦しらとり園）
儀保　治男（みらい社）
岡崎　美樹（秦野精華園）
香川　浩志（デイセンター永耕）
渋谷　真人（第2空とぶくじら社）
原　祐介（パセオやがみ）
吉澤　仁宏（津久井やまゆり園）
末村　光介（かたつむりの家）
根橋　達治（社会就労センターしらね）
入倉　かおる（津久井やまゆり園）
柴田　和生（足柄療護園／県西福祉センター）
戸髙　洋充（グリーンウェーブ湘南）
目崎　和枝（くりの丘）
大竹　愛美（県社会福祉協議会）
三河　由佳（県知的障害施設団体連合会）

第36回　神奈川県障害福祉職員実践報告会　報告集
【発行日】平成31年3月29日
【発　行】神奈川県知的障害施設団体連合会　会長　出縄　守英